

## (2) 各事業毎の目標

### (イ) 技術協力 (法第13条第1項第1号)

#### 小項目 No. 13 現地人材、民間等の活用による効果的・効率的事業実施

##### 【中期計画】

(i) 技術協力業務は開発途上地域における人的資源の開発、技術水準の向上及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的・社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としており、条約その他の国際約束に基づき、案件を効果的・効率的に実施するものとする。

●開発途上国の能力開発の有効な方法であり、援助リソースの拡大、域内協力の促進にもつながる南南協力支援事業を充実させる。また、JICA事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を進めるとともに、現地又は第三国のリソースの積極的な活用を図り、事業の質を高める。

●事業委託方式、民間提案の募集を積極的に行うことにより、事業における民間からの参加を促進し、ノウハウを活用する。

●事業の実施の各段階において、国民各層の参画機会を拡大する。

##### 【年度計画】

###### (1) 総論

ア. 南南協力支援事業について、課題別指針の取りまとめを継続する。

イ. JICA 事業経験者等開発途上国の人材や組織のネットワーク化を促進するために、統一フォーマット等、データベースの仕様を整備していく。また、同ネットワークを通じた協力のあり方やニーズについての調査を行う。

ウ. 現地又は第三国のリソースの活用の促進のため、在外事務所・関係各部間のデータの共有を図る。

エ. 事業委託方式による技術協力プロジェクト及び民間提案型プロジェクトの公示案件数を増加させる。

オ. 国別・地域別支援委員会において引き続き学識経験者の参画を図る。

カ. 技術協力プロジェクトにかかる課題別委員会等についても、学識経験者等の知見を積極的に活用する。

キ. 平成15年度に作成した途上国の総合的能力開発に関するハンドブックを活用し、能力開発への取り組みのあり方についての考え方・方針を事業に反映させるとともに、更なる理論的・実証的深化を図るために調査研究を実施する。

ク. JICA-Net で接続できる海外拠点数を増加させるとともに、JICA-Net を円滑に運営するための体制見直し・強化を図る。

##### 【当年度における取り組み】

平成15年度に引き続き、技術協力案件の効果的・効率的実施のために、南南協力支援事業の充実、開発途上国の人材・組織のネットワーク化、各種事業における現地のコンサ

ルタント・NGO等の活用を図った。また、事業における民間のノウハウを活用するため、「提案型技術協力プロジェクト」及び「業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト」の実施を推進したほか、技術協力事業にかかわる各種委員会等に国民各層の参画を得て、その知見を事業の計画・実施・評価の各段階で活用するよう努めた。

## 1. 南南協力支援事業の充実等

### (1) 南南協力支援事業の充実

南南協力支援事業は、途上国のオーナーシップの醸成、途上国同士による能力開発の促進、新興援助国による援助の裾野の拡大、及び第三国リソースの活用による効果的・効率的な援助の実施の観点から極めて有効なアプローチである。このアプローチに関し、平成16年度には「南南協力課題タスクフォース」での議論を通じ、南南協力支援に向けた実施方針などを盛り込んだ「課題別指針（初版）」を取りまとめ、平成15年度に実務者用に作成した「南南協力支援ガイドブック」の英訳版を作成し、在外事務所の現地職員等にも配布するとともに、南南協力に関するホームページを立ち上げるなど、内外の広報に努めた。

この取り組みにかかる平成16年度の実績としては、「第三国研修（開発途上国が近隣諸国などから研修員を招聘し、各国・地域の現地事情により適合した技術研修を実施する事業）」については、194件（平成15年度151件、平成14年度139件）、また、「第三国専門家（協力対象国に他の開発途上国から専門家を派遣する事業）」については、240人（平成15年度113人、平成14年度109人）であった。

#### 【南南協力支援事業の活動事例】

地域毎に以下のような取り組み事例があった。

##### ア. アセアン地域

域内の社会経済格差の是正を促進する目的で、「JICA/アセアン地域協力会議（JARCOM）」を導入しており、平成16年7月にはカンボジアにて第三回会議が開催された。このJARCOM方式では、受益国の開発ニーズを関係者間で共有し、協力国が受益国側の現況調査を行い、自国のリソースとのマッチングを図りながら案件形成を進めている。平成16年度は、受益国側のニーズを反映した形で協力国であるマレーシアが実施する第三国研修「中小企業振興コース」、「税行政セミナー」などの新規案件が形成された。

##### イ. 中南米地域

平成16年9月、コロンビアのボゴタにおいて、コロンビア及びチリを中心とした中南米諸国のイニシアチブにより、「キャパシティ・ディベロップメント（CD）に向けた南南協力セミナー」が開催された。右セミナーは、南南協力がキャパシティ・ディベロップメントの向上に対し果たし得る積極的

な機能に着目した同地域初の国際セミナーであり、機構からもこれまでの取り組み等について積極的にプレゼンテーションを行なった。このセミナーを通じ、機構の重視するキャパシティ・ディベロップメント向上の観点から南南協力は有効である点が二国間・多国間双方のドナー多数を含む参加者間で確認されたほか、わが国の南南協力支援に対する積極的姿勢を参加者へ印象付けることができた。

#### ウ. アフリカ地域

アフリカ域内の協力の拡大を図るとともに、アジア・アフリカ協力を引き続き推進した。アジア・アフリカ協力については、アジアの経験をアフリカに応用することを目的として、平成17年3月に「アジア・アフリカ知識共創プログラム」を開始した。協力分野は「農村開発」「企業振興」などを予定しており、今後とも活動を継続・拡大する。

平成16年度は初年度として「農村コミュニティ開発」をテーマとするサブ・プログラムを立ち上げ、アフリカ9カ国（エチオピア、ケニア、マラウイ、モザンビーク、セネガル、南アフリカ、タンザニア、ウガンダ、ジンバブエ）から計14名及びアジアの関係国のリソース・パーソン計4名（タイ、インドネシア）が参加した。

#### エ. 中近東地域

すでに南南協力に関わるパートナーシップ協定を結び、主にアフリカ向け研修を実施してきたエジプト、チュニジア、モロッコの3カ国に続き、平成16年12月には、ヨルダン国との間でパートナーシッププログラム（J J P P）を締結し、16年度はイラク向け（7件）とパレスチナ向け（3件）の第三国研修を新たに実施した。

## **（2）開発途上国の人材・組織のネットワーク化**

技術協力事業の成果の普及・発展の観点から、帰国研修員やその同窓会のネットワーク形成・維持を進めるため、会員名簿データベースの基本フォーマットの検討を行なう等の取り組みが現地レベルで行なわれるよう支援した。

また、専門家派遣等の技術協力の実施が困難なイラクにおいては研修員の同窓会を設置し、今後の協力の足がかりができた。また、イラクを含めた中東地域における同窓会地域会合を開催し、各同窓会のニーズの把握に努めるとともに、同窓会における地域連携のあり方や活動事例の共有を行なった。

これらの活動の結果、平成16年度には、同窓会会員名簿の更新が47件、新規同窓会立ち上げ件数はパレスチナ、イラク、パラオ、モルディブ等、7団体となり、世界中のJICA研修員同窓会の団体数は合計で103団体となった。

### 【スマトラ沖地震津波災害における研修員同窓会の活動事例】

#### ア. インドネシア

津波発生後、青年招聘プログラムOB会アチェ支部からJICAインドネシア事務所に協力の申し出があり、厳しい状況のなか、日本の医療チームが滞在する宿舎の提供や車両の手配を迅速に行い、効果的な活動の基盤を整備した。アチェでの緊急援助隊医療活動では、10人程度の帰国研修員が日本チームの医療テントにおいて現地語で患者の受付を行い、必要に応じて医師に通訳するなどの活動を展開し、被災者支援に大きな役割を果たした。

#### イ. スリランカ

スマトラ沖大地震により甚大な津波被害を受けたスリランカでは、帰国研修員同窓会の発意により、被災した子供達約300名に対する支援が行われた。特に被害が大きかったゴール県の被災者キャンプにおいては、子供達が早期に学校に戻れるよう、教科書、文房具等、就学に必要な資材を供与するとともに、学校施設に対する被害が大きい所には黒板、机、イス等学校機材の供与も行なった。

### （3）現地リソースの積極的な活用

機構は、技術協力プロジェクト、または開発調査など各種技術協力事業において現地NGO及びコンサルタントの活用を推進している。

平成16年度において、技術協力プロジェクトにおける現地コンサルタントへの委託は187件（平成15年度72件）、また、現地NGOとの連携件数は68件（平成15年度27件）と増加傾向にある。事例としては、カンボジア「森林分野人材育成計画プロジェクト」案件では現地コンサルタントを活用して農村の社会経済ベースライン調査の実施、ネパール「子供のためのコミュニティー主体型ノンフォーマル教育プロジェクト」案件では現地NGO等を通じた地域住民への啓発活動や教育向上にかかるモデル事業の実施等が挙げられる。

また、開発調査・無償資金協力基本設計調査などの業務実施契約において、本邦コンサルタントが現地コンサルタントに社会経済調査や測量調査などを委託した実績は150件と全体の51.0%（平成15年度は49.4%）となっており、全体の約半数が現地リソースを活用している。

## 2. 事業における民間の活用

「現場に近い知見・ノウハウを持つ団体をより積極的に事業に取り入れること」、及び「国民の発意が一層事業に反映されること」の双方を可能とするため、機構は主に3つの援助スキーム（業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト、提案型技術協力、民間提案型プロジェクト形成調査など）を有している。

平成16年度は、全体で44件の実績をあげた（内訳：新規事業26件、継続事業18件）ところ、援助スキーム別の内訳は以下のとおり。

- ア.「業務実施契約に基づく技術協力プロジェクト」：実施段階で民間の参加を募り事業を委託する制度であり、16年度は22件を新規に契約し（平成15年度は新規2件）、順調に活用が進んでいる。また、そのうち4件については実施団体として大学の参加があり、民間のノウハウの幅広い活用という観点から、効果的な活用がなされている。
- イ.「提案型技術協力（PROTECO）」：民間からの提案を募り共同で案件形成を行った上で実施段階の事業を委託する制度で、16年度は新規2件を公示し契約に至っている（平成15年度は新規7件）。新規案件インドネシア「小規模統計整備プロジェクト」、バングラデシュ「持続的砒素汚染対策プロジェクト」の他、継続案件15件を実施中である。
- ウ.「民間提案型プロジェクト形成調査」など：これまでの事業経験が少ない平和構築支援の対象国等で迅速に協力を進めるため、「民間提案型プロジェクト形成調査」の制度を応用し、民間による提案と事業計画策定に特化したプロジェクト形成・開発調査一体型の事業を新たに制度設計した。平成16年度の新規事業として2件を公示、契約した（アンゴラ「除隊兵士、国内避難民、帰還難民等の社会復帰を目的とした地域社会機能強化プロジェクト」、シエラレオネ「カンビア県教育を通じた子供の社会復帰支援プロジェクト」）。

#### 【民間活用型技術協力プロジェクトの事例紹介】

##### 「シリア 水資源情報センター整備計画」案件

本案件は、水資源情報センターが中心となって、水資源情報の適切な管理ができる体制を構築することを目的として協力を行っている（2002年6月～2007年6月）。水資源情報センターに対する気象・水文観測等の技術指導や人材育成・情報システム構築の体制整備支援などに重点が置かれており、水資源管理に必要となるデータベース作成ノウハウの技術指導や、そのデータを利用した地理情報システム（GIS）の活用などに民間のノウハウが効果的に活用されている。

### 3. 技術協力事業における国民各層の参画機会の拡大

国別・地域別の中期的な計画の策定や、当該国の横断的な課題にかかる案件の実施について、平成16年度には14の国別・地域別支援委員会を設置し、個別の技術協力プロジェクトないし開発調査の実施に関しては、国内支援委員会（15年度までの開発調査にかかる「作業監理委員会」は国内支援委員会に統合）や6つの課題別支援委員会を設置するなどして、学識経験者、NGO等から様々な提言・助言を得た。上記各種委員会における学識経験者やNGOの人数割合は、国別・地域別支援委員会では89.7%（平成15年度95.7%）、国内支援委員会では63.9%（平成15年度「国内支援委員会」

64.8%、「作業監理委員会」38.6%）、課題別支援委員会（新設）では81.4%、外部有識者事業評価委員会は100%（平成15年度100%）となっており、平成15年度に引き続き高い割合となっている。また、研修事業の実施に際しては、地域の自治体、各種団体、及び地域住民の協力を広く得ているほか、事業評価についても、外部有識者事業評価委員会を設置して、有識者に第三者としての適切な評価を依頼している。

#### 【委員会の活動事例】

##### ア. 「ラオス・経済政策支援委員会」（国別・地域別支援委員会）

本委員会では、ラオスのマクロ経済状況の改善のための政策提言を作成するために、委員の助言が積極的に取り入れられるとともに、共同作業にあたったラオス側の政策担当者に対し、ラオス経済の分析手法や経済政策策定の指導を行い、人材育成が図られた。なお、当該委員会委員は学識経験者10名、政府系金融機関2名で構成されている。

##### イ. 「障害者支援」（課題別支援委員会）

本委員会では、課題別指針の作成に対する支援を行ったほか、職員研修、調査研究等に対する助言を行っている。なお、当該委員会委員10名のうち、学識経験者は3名、NGOを含む民間人は5名となっている。

※以下の2項目（4～5）は中期計画小項目としての記載はないが年度計画に記載がある項目。

## 4. 途上国の総合的能力開発にかかる取り組み

国際社会において、国連ミレニアム開発目標（MDGs）の実現に向け、途上国の能力が制約要因となっており、能力開発を効果的に行うことが必要と認識されてきていることを踏まえ、機構としては、これまでも能力開発の視点から機構の実施してきた事業の特徴の分析や、国際シンポジウムの開催（平成15年1月）を通じ能力開発にかかる考え方の共有を図ってきたところである。平成16年度は、パートナー国の総合的な能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）の視点を機構の事業に反映させていくため、以下の取り組みを行った。

### （1）調査研究の実施

キャパシティ・ディベロップメントの基本的な考え方の整理と機構の事業への活用のあり方を整理し、調査研究「キャパシティ・ディベロップメント」の報告書案をとりまとめた。また、特定セクターのキャパシティ・ディベロップメントのあり方を検討し、調査研究「開発途上国廃棄物分野のキャパシティ・ディベロップメント支援のために」を発表した。

## (2) 機構関係者等への啓発

「キャパシティ・ディベロップメント・ハンドブック」を英文化し、在外事務所と共有したほか、専門家及び専門家養成研修受講者に対して、定期的にキャパシティ・ディベロップメントに関する講義を行った。また、国際開発学会でキャパシティ・ディベロップメントと人間の安全保障についてプレゼンテーションを実施した。さらに、本邦研修用コンテンツの開発を進めた（17年度完成予定）。

## (3) 国際的な主流化

国連開発計画（UNDP）、世界銀行研究所（WBI）、カナダ国際開発庁（CIDA）、ドイツ技術協力公社（GTZ）等とドナー間のネットワーク（LenCD）を結成（16年7月）し、共同作成したDAC向け教訓集案をDAC/GOVNETで発表した。キャパシティ・ディベロップメントはGOVNETの2005/06年の優先課題に採択された（17年1月）。

## 5. 情報通信技術を活用した遠隔技術協力（JICA-Net）

技術協力案件の効果的・効率的実施のため、平成15年度に引き続き、事例紹介、広報活動などを通じて、機構内外の関係者へのJICA-Netの活用を推進を図った。また、15年度までに実施した遠隔セミナーのうち評価の高かったものを再配信し、さらなる活用・普及を図った。その結果、16年度の実績は、利用時間数3,281時間（15年度比91%増）、参加者数30,127名（15年度比110%増）と大幅に増加した。

JICA-Netの海外拠点は、17年度から本格導入が予定されている在外主管案件実施に対応するため、平成16年度には27カ国に開設し、既設拠点とあわせて全34カ国に整備した。また、回線の整備されていない国・地域でのJICA-Net活用を促進するため、インマルサットを利用したテレビ会議を試行的に実施した（アフガニスタン、アチェ）。また、国内の拠点は15カ所となった。

JICA-Netのコンテンツは、在外の専門家、ボランティアなど現場からの要望に応える形で開発を進めてきており、平成16年度には、このような従来からの開発に加えて、より効率的・効果的なコンテンツ開発を行うことを目的として、①各国内機関で実施している研修において活用できる汎用性のあるコンテンツの企画（製作は平成17年度以降）、②分野・課題における戦略的な視点からの重要コンテンツの抽出・企画・製作、の二種類のコンテンツ開発業務を開始した。①においては国内機関が、②においては本部に設置した分野・課題タスクフォース（又は課題部各チーム）が要望、企画、製作の各段階で主体的に関わることとしている。これは、14年度のJICA-Net事業の開始当初は、コンテンツ数を増やすことによってJICA-Netの活用を促進することを重視してきたものの、JICA-Netの活用が予想以上に浸透し、コンテンツ開発も進んだことから、コンテンツ開発方針の見直しを行い、質の向上を重視することとした結果でもある。

なお、平成16年度のコンテンツ開発数は計114件であるが、全て機構の著作物としてJICA-Netホームページのライブラリにて閲覧・ダウンロードが可能であり、国内外の事業で広く活用されている。なお、そのタイトル例は以下のとおり。

- ・リモートセンシング・地理情報システム講座
- ・PCM入門
- ・日本の公衆衛生の歩み
- ・日本の警察
- ・ラオスの教育普及活動” 職能学校”
- ・日本の教育経験
- ・理解！実践！人間の安全保障



## 小項目 No.14 案件の適切な投入要素の決定

### 【中期計画】

(ii) 我が国政府が相手国政府等と行ってきた協議を踏まえ、国際約束に基づき、案件の実施を速やかに行うとともに、技術協力案件の実施に当たり、専門家派遣、研修員受入、調査団派遣及び機材供与といった投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を適切に行う。そのために、

- 技術協力案件について目標と活動範囲を明確化するための調査・評価を充実させる。
- 派遣する専門家・調査団員、研修員受け入れ機関、機材等に関する情報を蓄積し、適切に活用するような体制整備を行う。
- 技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルを改善・整備する。

### 【年度計画】

(2) 適切な案件内容の決定と迅速な実施

- ア. 技術協力案件の目標と活動範囲の一層の明確化を図るため、引き続き事前の調査・評価を充実させる。
- イ. 派遣する専門家、調査団員、研修員受入機関、機材等に関する既存データベースに蓄積されている情報量を増加させる。また、これらデータベースの活用を推進するためのアクセス環境向上に関する改善点を抽出する。
- ウ. 技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルの改善・整備の一環として、予算費目の改定に応じて、技術協力プロジェクト実施ガイドラインの改訂を進め、併せて電子版化を促進する。
- エ. 技術協力案件の実施手続きに関連する現行の業務フローを見直し、改善が可能な項目の洗い出し、必要な取り組みの優先順位付けを引き続き行いつつ、優先度の高い項目については、改善策を策定し、順次実施する。

### 【当年度における取り組み】

平成16年度新たに発足させた課題5部体制の下、技術協力案件の速やかな実施と適切な投入要素の組み合わせ・量・時期等の決定を確保するため、事前評価調査の充実、専門家・調査団等の情報蓄積・活用、技術協力案件の実施に関連するガイドライン・マニュアルの改善・整備などに取り組んだ。

### 1. 目標と活動範囲を明確化するための調査・評価の充実

機構は、技術協力プロジェクト案件の目標・協力計画等を作成するとともに、当該案件の妥当性や自立発展性を評価し必要な投入予算を確認するために、事前評価を行っている。事前評価の結果は、比較的規模の大きな全ての新規案件について「事業事前評価表」を作成し、また総投入額の大きさに関わらず全ての技術協力プロジェクト案件についても「実施計画書」を作成して同様の確認作業を実施している。

平成16年4月、課題5部体制に組織改編したことに伴い、各課題部に合計16名の課

題アドバイザーを配置し、その専門的知見に基づく検討をプロジェクト開始前に得ることで、さらなる事前評価の充実を図った。また、事前評価調査の品質向上と内容の標準化を目的とし、以下の16分野課題について、事前評価調査の標準型を設計し、調査必須項目を設定した（更新を含む）。

統計、情報通信技術（更新）、航空輸送、地理情報、基礎教育、障害者支援、  
看護教育、妊産婦保健、自然環境保全（更新）、廃棄物処理、上水道整備、  
貧困削減、参加型水管理、水産養殖普及、産業技術、電力

さらに、これら一連の事前評価にあたっては、調査実施前に調査対象項目の適切さ、調査実施後の事前評価結果の適切さの観点から、対象案件を主管する部署に加えて、事業評価担当部署による審査を実施する事前評価実施体制を整備した。こうした調査対象項目の漏れをなくす取り組みを通じて、事前評価調査の質の確保に努めた。

## **2. 技術協力プロジェクト、専門家・調査団等の情報の蓄積及び活用**

技術協力に係わる各種データベース（専門家、調査団員、研修員、機材等）について、平成15年度に引き続き情報量を増加させるとともに、蓄積された情報をプロジェクト設計や新規案件検討、専門家リクルート対象者の審査や研修事業の進捗管理などに活用した。

さらに、平成18年度からの供用を目途に、これら情報のより一層の効率的活用を図ることを目的とした「事業管理支援システム」の構築を開始した。これは、在外強化、課題部の創設、地域部の機能強化、組織のフラット化等新たな事業実施体制の下で機構の各部署が適確に事業の計画、実施や意思決定が行えるように、従来、個別のシステムで処理されていた様々な事業情報のあり方を改めて整理し、その共有及び処理を行う業務支援のための包括的なシステムを構築するものである。最終的には、要望調査、予算の執行管理、プロジェクト等事業の計画及び進捗管理、事業実績取りまとめ、事業情報の抽出・分析・提供など一連の業務を同システムを使って処理する計画であり、これにより事業関連情報の一層の活用が可能となる。

## **3. 組織改編後の技術協力プロジェクト実施にかかるガイドライン・マニュアルの改善・整備**

### **（1）現場（在外）強化のためのガイドラインの整備**

平成16年10月の現場（在外）強化の試行実施にあわせ、在外主管案件の業務方法を取りまとめた在外強化ガイドラインを作成し、8試行事務所における適確な業務実施を確保した。さらに半年間の試行のレビュー結果を反映させて、17年4月からの30事務所における在外主管の本格実施のための準備を整えた。

## (2) 課題部制度推進のための取り組み

新たに発足した課題部の業務に関し、事業実施効率の向上、成果追求の方法の改善及び技術支援体制の構築を目的とした「課題部制度推進タスクフォース」を設置し、6つの課題について検討を行い、それぞれに今後の方向性を取りまとめた。各項目毎の成果は以下のとおりである。

検討テーマ	タスクフォース活動の成果
①プログラム実行計画書及び新プロジェクト実施計画書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム実行計画書策定支援、新プロジェクト実施計画書の精緻化・策定支援に関する検討作業を完了し、結果を組織決定済み。</li> <li>・予算執行管理システムの検討はタスク内検討を完了。</li> </ul>
②業務の法人契約化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人契約ガイドラインの作成、業務指示書作成の手引き作成についてタスク内の原案作成を完了。</li> </ul>
③在外強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在外主導案件のレビュー及び在外主管案件に係る業務の詳細設計を完了し、結果を組織決定済み。</li> </ul>
④課題対応力の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題別支援委員会の設置要綱作成、国内支援委員会の活用の方向性検討、国内支援業務契約(支援スタッフ等)業務指示書の精緻化、課題支援スタッフの業務内容の整理、業務マニュアルの整備を完了し、結果を組織決定済み。</li> <li>・在外事務所への技術支援内容及び手法はタスク内の検討を終了。</li> </ul>
⑤ プロジェクト、プログラムの整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プログラム化の概念、予算執行管理等の把握及びプロジェクト、プログラムの割り振り手法の整理についてタスク内検討を完了。</li> </ul>
⑥技術協力プロジェクト関連の研修事業の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術協力プロジェクト・開発調査に係る研修事業の予算と責任の課題部への移譲及び契約ベースで行われる両事業の関連研修事業の包括契約化について検討作業を完了し、結果を組織決定済み。</li> </ul>

このうち、特に、技術協力プロジェクトの業務の法人契約化を推進するため、「技術協力プロジェクトの法人契約化推進のためのガイドライン」、「業務指示書作成の手引き(技術協力プロジェクト)」等を作成し、これらの内容の周知徹底を図るため、計7回の業務説明会を実施した。その結果、平成16年度は民間法人との契約による技術プロジェクトが平成15年度の4件から25件と大幅に増加した。

また、技術協力プロジェクト等の活動内容の情報共有を推進するため、平成15年度に作成したホームページ作成ガイドラインの補足資料として、作成手順書及びモニタリングガイドラインを作成して、関係者に周知徹底した結果、16年度には92プロジェクトのホームページが新たに掲載された。

## 小項目 No.15 本邦研修の内容改善と帰国研修員フォローアップ

### 【中期計画】

(iii) 研修員受入について、既存研修コースの客観的評価により、その内容改善と見直しに努める。加えて、帰国研修員に対するフォローアップの充実等により、その活用を図る。具体的には、

- 各集団研修コースの質を向上させるため、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、同目標を基準にして研修員の達成度を計り、研修コースの評価を行うとともに、同評価結果に基づき、コースの改廃を含め必要な改善策を講じる。
- 帰国研修員が日本で学んだことの実践、普及展開を支援することを目的に、帰国研修員本人又はその所属する機関や帰国研修員同窓会が実施する調査研究、セミナー・ワークショップの開催や、教材、マニュアル、著作物の作成等に対し必要な支援を充実させる。

### 【年度計画】

#### (3) 研修員受入

- ア. 研修コースの評価について、平成16年度に実施する集団コースについて、研修員が習得すべき具体的な到達目標を設定し、研修コースの評価を行い、コースの改廃を含め必要な改善策を講じる。
- イ. 平成17年度に新設する集団コースについて、事前評価を行い、コース実施の妥当性を評価し、研修員が習得すべき具体的な到達目標とそれを測るための方法を予め明確にする。
- ウ. 帰国研修員やその同窓会あるいは帰国研修員が所属するカウンターパート機関等が実施する様々な活動を促進するため、ソフト型フォローアップについて周知を図り実施基準の明確化を行うとともにソフト型フォローアップ協力の事例集を作成する。

### 【当年度における取り組み】

研修員受入について、1) 適正な事前評価の実施、2) 研修員の目標達成度に基づく新評価方法の導入、3) 既存コースの見直し・改廃、等の取り組みが順調に進捗している。帰国研修員に対するフォローアップ（ソフト型フォローアップ）件数は14年度比34%増となった。

## 1. 研修コースの評価の実施

### (1) 事前評価の実施

平成17年度集団研修コースの新設要望37件すべてに関し、研修員が習得すべき具体的な到達目標及び測定方法（測定指標）を記載した新設計画票を策定し、これに基づき、課題部・地域部・国内機関のコメントを反映した事前評価を実施し、20件を採択した。

### (2) 研修員の到達目標達成度を取り入れた評価方法の導入

コースの質の向上に向けた改善策を講じるため、到達目標に対する研修員の達成度に基づ

づき研修コースの評価を行う新評価フォーマット（集団研修実施報告書）を平成15年度に導入した。16年度には、この様式を改訂するとともに、記入マニュアルを策定し、また、集団研修コースを実際に担当する国内機関に対する説明を行い、活用の促進を図った。この結果、16年度に実施したすべてのコース（378コース）について到達目標が設定されるとともに、測定指標に基づいた研修員の知識修得度に対する客観的な評価体制が整備された。なお、コース別の全到達目標達成度（全到達目標を達成した研修員の割合）の平均は89.4%であった。

### （3）平成16年度実施コースの評価

平成16年度に実施したすべての集団研修コース（378コース）について、評価会における研修員からの意見、質問票からの情報、研修監理員からの報告書、研修委託先からの報告書を総合して研修コースの評価を行い、コースの改善策の検討を行った。

### （4）評価結果等に基づく研修コースの改廃

上記評価も含めた研修コースの実施結果を総括し、平成16年度をもって協力最終年に当る5年目のコースを中心に、32コースについて終了することとした。

### （5）事業改善への取り組み

JICA改革プラン（第二弾）における国内事業の改革の方針に則り、途上国のニーズにより直結した研修事業とするため、組織横断的なタスクフォースを設置し、集約的な協議をおこない、その結果として集団研修について、今後のあるべき方向性を以下のとおり提示するとともに、機関長及び研修担当チーム長を対象にした会議、並びに研修担当者を対象にしたワークショップを開催する等、具体化に向けた取り組みを行った。

#### 1) 集団研修の課題対応型への再編

- ・課題別実施指針等との整合を図った研修コース体系の策定
- ・「知識移転（人材育成）」から「課題解決」への取り組みの深化
- ・プログラム・アプローチの一環としての課題別要望調査への組み入れ

#### 2) 研修の質の向上

- ・研修コースの案件目標と成果の明確化を目的とした新実施計画書の試行導入
- ・研修成果を踏まえた帰国後の取組目標、行動計画等を内容とした研修員による「アクションプラン」作成の義務化
- ・研修成果（「アクションプラン」）に基づくソフト型フォローアップの活用促進
- ・教授すべき知識の体系化、概念化をコンテンツ開発を通じて行い、カリキュラム・教材などの改善

## 2. 帰国研修員等への各種支援の充実

日本での研修から帰国した研修員が日本で学んだ知見を共有し発展させるため、研修員自身あるいは所属する政府機関が行うセミナーの開催や調査研究、教材作成等の活動に対して、ソフト型フォローアップ事業として支援、協力を行っている。

平成16年度は、ソフト型フォローアップ事業の広報活動により内外関係者の理解を深めるとともに、実施基準を記載した「フォローアップ協力実施要領」の外国語版（英、仏、西、葡）の作成・配付及び案件事例集の作成・配付を行うことにより在外事務所の実施体制の支援を行った。この結果、本事業の実施が促進され、ソフト型フォローアップの実績は142件（14年度比36件増、15年度比20件増）となり、14年度実績106件に比して34%増となった。

	14年度	15年度	16年度
ソフト型フォローアップ案件 実施件数	106件	122件 (15%増)	142件 (34%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

これらのソフト型フォローアップの実施は、カウンターパートが機構による技術協力から学んだ知識や技術を広く普及すること等に役立っている。例えば、ブラジル国では出産時に帝王切開を施すのが一般的で妊婦や新生児への経済的・体力的負担が大きい。同国帰国研修員が「助産施設における人間的出産・出生ケア」の研修を本邦で受講し、帰国後、習得した「安全な出産（自然分娩）」について普及を図るセミナーをソフト型フォローアップ事業の支援を得て開催したところ、同僚を含む助産婦や保健省の担当者等約400名が参加し、好評を博した、等の例がある。

## 小項目 No. 16 専門家、コンサルタントの適正な人選と業績評価

### 【中期計画】

(iv) 案件に相応しい質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うとともに、その評価を厳正に行い、以後の選定の向上に適確に反映させる。このため専門家については、

● 民間人材を含めた幅広い人材を積極的に活用し、専門家の質の向上に努める。そのために、透明かつ適正な手続きによる選定を行う。その一環として、人選基準を設けるとともに、高度な案件等で関係省庁、有識者等の知見が必要と判断される場合には、人選のための委員会を開催する。

● 人材の適正な再活用を念頭においた、人材の業績評価の充実を図る。

またコンサルタントについては、

● コンサルタント選定におけるプロポーザルの記載項目や評価方法を見直し、競争性を高めるとともに、評価表や評価方法を見直すことによりきめの細かい実績評価を行い、その結果を以後のコンサルタント選定に活用することで、より案件に適した質の高いコンサルタントの選定に努める。

● 特に緊急な選定手続きが求められる案件については、コンサルタント選定委員会の運営を柔軟に行うこと等により、選定の迅速化を進める。

### 【年度計画】

#### (4) 専門家・コンサルタントの適正かつ迅速な選定

##### (専門家)

ア. 民間人材の活用が円滑に進むよう、国際協力人材センターと協力して専門家の不足している分野の人材登録を促進する。

イ. 公示による人選を拡大する。

ウ. 平成15年度に策定した専門家人選のガイドライン及び人選基準に沿って透明で公正な人選を実行する。

エ. 平成15年度に策定した評価ガイドラインに沿った評価を全専門家に対し実行し、定着を図る。

##### (コンサルタント)

オ. 平成15年度に検討を行った業務実施に係るプロポーザル競争における価格要素の強化の方法及び実績評価の見直し等の結果に基づき、必要な制度変更を行い、その後の新規案件を対象に新制度を導入する。

カ. 特に緊急な選定が求められる案件については、公示から契約締結までに要する期間を30日以内とするとともに、選定手続き期間の短縮が当該案件の業務の質や契約の公正性にもたらす影響について情報収集・分析を行う。

### 【当年度における取り組み】

質の高い専門家・コンサルタントの選定を適正かつ速やかに行うため、平成15年度に

引き続き、専門家においては民間人材の登録者の拡大を図るとともに、コンサルタントについては選定方法の改善策を新制度として導入した。また、緊急案件におけるコンサルタント選定を迅速化するとともに、厳正な評価と以後の選定に反映させる観点から専門家の業績評価ガイドラインの作成を進め、コンサルタント実績評価の改善策を実施に移した。

## **1. 民間人材の積極的活用**

### **(1) 民間からの専門家候補者の登録者拡大**

幅広い人材の確保を目指し、特に平和構築や教育分野等、人材の不足している分野について、国際協力人材センターを通じた登録の働きかけなどを行った結果、平成16年度末の登録者は計6,038人（平成15年度4,607人）に増加した（国際協力人材登録者数は、毎月平均130人のペースで増えている。）。

### **(2) 透明かつ適正な手続きによる選定手続きの整備**

平成15年度、機構が主体的かつ適切に専門家候補者を確保することを目的として策定した、3つのガイドライン（「専門家人選のあり方」、「専門家人選に係る関係各省庁への協力依頼」、「公募の手続きについて」）を改善するとともに、同ガイドラインに基づき、透明で公正な人選が担保されるように努めた結果、平成16年度には公示（公募含む）による人選に基づき、計671人（平成15年度152人）を派遣した。

この内訳としては、競争に基づくコンサルタント契約で派遣された技術協力専門家数が計539人（平成15年度152人）、平成16年から開始した公募による業務調整員、企画調査員等の派遣者数が計132人（平成15年度実績なし）と、いずれも15年度に比べて実績が大幅に増加した。

なお、人選のための委員会については、平成16年度は1件開催した。

## **2. 人材の業績評価の充実**

専門家の業績評価については、従来から専門家再活用適性度調査を実施しており、フィードバックを確実にするため、その全てをデータベースに入力の上、新規専門家派遣候補者の審査段階において必ず参照している。

専門家の業績評価について、専門家の活動実績（パフォーマンス）にかかる評価を一層充実させるため、新たな評価ガイドラインを導入することとしており、平成15年度に作成したガイドライン案を基に、16年度は専門家のパフォーマンスを評価するとの観点に加え、個別専門家案件については事業自体の波及効果や妥当性を評価するという観点からも検討を進めた。17年度には試行的導入を行う予定である。

## **3. コンサルタント選定方法の改善**

コンサルタントの選定方法改善のため、次の具体的な施策について、平成15年度に実



施した詳細な検討結果を基に規程の改定を行い、平成16年5月から該当する全ての新規案件に対しこの新制度を適用している。

#### (1) プロポーザル評価における評価方法の改善

プロポーザル評価は、技術評価を第一としてその結果が僅差の場合に価格要素を加味することとしているが、業務内容が定型的な一部の業務において僅差の定義を広げることで、価格加味の範囲を拡大し、競争性を高めた。また、コンサルタントからの提案が重視される事業については、コンサルタントによるプレゼンテーションを行い、プロポーザル内容とともに評価することにより、適切なコンサルタント選定が可能となった。さらに業務内容や実態に応じた評価方法とするため、技術的資格への配点を増やすなどの見直しを行った。以上の変更点を反映させ、プロポーザルの採点にあたる職員向けの手引きを改訂して周知徹底した。

#### (2) 実績評価制度の改善

業務実施後の実績評価について、評価者によって極端な差がでないよう実績評価表を改訂し、より正確な評価を可能とした。また、実績評価結果について、当該コンサルタントにフィードバックする制度を導入し、コンサルタントが今後の業務評価結果を生かせる体制とした。

### 4. 緊急案件における選定の迅速化

平成16年度における通常のコンサルタント契約の案件公示から契約締結までの期間は、制度変更による期間短縮により平均62日であるが、15年度に導入した「緊急支援案件」のための契約制度により、16年度に実施した緊急支援案件全8件の業務実施契約では、公示から契約までの平均所要期間は21日（15年度下半期34.6日）となり、極めて迅速な選定が行われた。

(緊急案件)	14年度	15年度	16年度
選定手続の期間短縮	(通常案件72日)	34.6日	21日

特にスマトラ沖地震・インド洋津波被害復興支援プログラムにおいては、本制度によりインドネシア、スリランカ、モルディブに派遣されたコンサルタントが復興支援事業における迅速性及び効率性の確保において、大きな役割を果たした。

#### 【平成16年度の緊急案件】

- ①ヨルダン・イラク国におけるインフラ整備緊急復興に係る支援プログラム策定に関する基礎的調査フェーズ2・・・・・・・・・・30日間
- ②アフガニスタン・マザリシャリフ市復興支援調査・・・・・・・・・・29日間

- ③インドネシア・北スマトラ沖地震津波災害緊急復旧・復興支援プログラム  
(バンダアチェ市緊急復旧・復興支援プロジェクト)・・・・・・・・・・23日間
- ④インドネシア・北スマトラ沖地震津波災害緊急復旧・復興支援プログラム(北  
スマトラ西岸道路復旧支援プロジェクト)・・・・・・・・・・20日間
- ⑤スリランカ・南部地域津波災害復旧・復興支援調査・・・・・・・・・・16日間
- ⑥スリランカ・北東部地域復旧・復興計画調査・・・・・・・・・・15日間
- ⑦スリランカ・幹線道路復旧・復興支援調査・・・・・・・・・・17日間
- ⑧モルディブ・地方島津波災害緊急復旧・復興プロジェクト・・19日間

## (ロ)無償資金協力の実施促進（法第13条第1項第2号）

### 小項目 No. 17 無償実施促進業務の競争性及び透明性の向上

#### 【中期計画】

無償資金協力の実施促進業務については、案件が条約その他の国際約束に基づき適正かつ効率的に実施されるよう、被援助国側と緊密に協議を行いつつ、その促進に努めるようにする。その際、情報公開及び事業関係者への迅速な情報提供等を通じた透明性の一層の向上、調達プロセスにおける競争性及び透明性の一層の確保に留意する。

#### 【年度計画】

無償資金協力の実施促進業務については、従前の業務の不断の見直しを行い、各種ガイドラインの改訂及び入札情報等の公開等を進める。

#### 【当年度における取り組み】

無償資金協力の実施促進業務の目的は、協力の「実施」が公正かつ円滑に行われることを支援することにある。平成16年度においては、相手国政府との国際約束に基づき「実施」を担当する事業関係者（コンサルタント、建設会社等）に対して、基本設計及び入札情報に係る情報公開並びに各種ガイドラインの情報提供に取り組むとともに、外部監査を実施するなど、より公正かつ円滑な「実施」に向けた取り組みを行った。

### 1. 入札関連情報の一層の公開

- (1) 基本設計調査報告書については、平成15年度から公開しているが、より迅速かつ容易にアクセスできるようにするため、事業の概要を案件毎に取りまとめた「事業事前計画表（基本設計時）」を平成16年8月から作成後速やかにホームページに公開することとした。これにより、広く国民に対して無償資金協力事業に関する情報を分かりやすい形で提供することができるようになったとともに、事業関係者にとっても、公示前の段階で入札案件の概要や想定される事業規模に関する情報が容易に入手可能となった。この結果、より多くの事業関係者が案件への応札可能性を比較的早い段階で検討できるようになり、競争性及び透明性の向上に資することができた。
- (2) 事業概要のホームページ上での公開に加え、17年2月から入札案件の公示をホームページ上でも行うこととした。従来は被援助国政府が様々な新聞等に入札の公示を行っていたため、入札情報が入手しにくかったが、ホームページにも同様の情報が公開されるようになったことから、入札情報へのアクセスがより容易になり、事業関係者の負担が軽減された。また、新規の入札参加業者をより幅広く、より多く募集することができるようになり、競争性の向上に資することができた。

### 2. 公正かつ効率的な業務のためのガイドラインの整備と説明の強化

- (1) 実施促進業務の効率化のため、平成15年度に大幅な見直しを行い改定した「無償

資金協力ガイドライン」について、事業関係者を対象に説明会を開催（平成16年5月）し、200名を越える多数の参加者に対して、より公正かつ効率的な実施促進業務について周知した。また、同ガイドラインの英語版に加え、仏語版・西語版を新たに作成し、ホームページ上に掲載した。仏語圏や西語圏の被援助国政府に対して、理解しやすい言語で情報を提供することにより、実施促進事業の公正性及び迅速性の向上に資することができた。さらに、無償資金協力ガイドラインの改定に伴い、相手国政府とコンサルタント等との契約書及び入札に当たり事業関係者に配布される入札図書フォームを改定し、これらをホームページ上に掲載することで事業関係者に周知した。これにより、新たに締結されるコンサルタント契約、入札図書等が新しいガイドラインに即した形になり、実施促進業務のより公正かつ円滑な実施に寄与した。

- (2) ODA及び無償資金協力に関する各種セミナー、勉強会等に講師を派遣（13件）した。特にコンサルタント、建設会社、商社、メーカー等無償資金協力による事業案件の設計・実施に参画する可能性のある民間企業に対して、わが国の無償資金協力の基本方針や実施に当たっての留意事項等について、具体的事例を交えて情報提供を行った。特に近年、公共事業やODA事業については、その効果や公正性、透明性が厳しく問われている中で、いかにそれらを確保し、納税者国民への説明責任を果たしつつ事業を設計・実施するかについて、事業に参画する民間企業が留意すべきポイントを実例を上げて解説し、理解を促すことに重点を置いた。
- (3) 食糧増産援助の実施における事業内容の透明性向上と実施の効率化がさらに図られるように「食糧増産援助（貧困農民支援）に係る調達ガイドラインⅡ」を改定し、不適正な調達を行った業者を排除することができるようにするとともに、従来行っていた調達監理機関の推薦状交付手続きを廃止した。

### **3. 技術的監査の実施**

無償資金協力に係る技術的監査を4カ国（中国、フィリピン、ガイアナ、モーリタニア）で実施した。その結果、全案件について無償資金協力ガイドラインに則って事業が適正に実施されていることが確認された。（小項目No. 33にも関連の記載）

## (ハ) 国民等の協力活動（法第 13 条第 1 項第 3 号）

### 小項目 No. 18 国民等の協力活動の充実

#### 【中期計画】

(i) 本号に基づく青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、草の根技術協力等の業務については、国民の発意が出来る限り反映されるよう、業務を充実させる。

#### 【年度計画】

ア. 青年海外協力隊及びシニア海外ボランティアについては内外のニーズに柔軟に対応するため、参加メニューの多様化のための具体的な計画を作成する。

イ. 参加者の増加を図るために事業全体を見直した上で、対応策についての具体的な計画を策定する。

#### 【当年度における取り組み】

ボランティア活動等を志望する国民の期待に応えるため、参加方法の多様化等に取り組み、ボランティア事業への参加者数は平成 14 年度実績に比して 4% 増となった。また、草の根技術協力については、実施団体の発意をできるだけ反映できるように、提案段階から実施団体ときめ細やかな相談、意見交換を行いながら、事業の充実に努めた。

### 1. ボランティア事業の充実

海外の協力活動に参加したいという多くの国民の希望に応えるため、ボランティア事業の充実に向けて、平成 16 年度には、15 年度に作成した基本方針に基づき、以下の取り組みを実施した。

- ・ 途上国側のニーズを基本としつつ、国内において応募者の多い職種も念頭に置いた国別の派遣計画を作成し、これに基づきボランティアの募集、選考、派遣を実施した。
- ・ シニア海外ボランティアの待遇・制度の改定（現地生活費、住居費の見直し等）を行った。新制度によるシニア海外ボランティアの派遣は平成 17 年度から実施する。
- ・ 希望者が参加しやすく、かつ途上国側のニーズにも対応できる短期派遣制度を策定し、17 年度からの実施に向け在外での要望調査を実施した。これにより、17 年度春募集において、169 件の短期派遣ボランティアの募集を行うことが確定した。

上記取り組みの成果もあり、16 年度のボランティア事業への参加者数（青年海外協力隊、シニア海外ボランティア等の合計数）は、1,760 人（14 年度比 68 人増、15 年度比 78 人増）となり、14 年度実績 1,692 人に比して 4% 増となった。

(ボランティア事業)	14 年度	15 年度	16 年度
参加者数	1,692 人	1,682 人 (0.6%減)	1,760 人 (4%増)

\*カッコ内は 14 年度実績に対する増減率を示す。

## 2. 草の根技術協力事業の充実

(以下は、小項目No. 9と同一の記述)

NGO等との連携事業の一つである「草の根技術協力事業」には、NGOとの連携により実施する「草の根協力支援型・草の根パートナー型」と地方自治体との連携により実施する「地域提案型」があり、平成16年度には合計153件実施し、15年度(112件)に比べ37%増となった。内訳は下記のとおり。

- ・地域提案型(地方自治体を対象): 88件(15年度84件)
- ・草の根協力支援型(途上国支援の実績の少ない団体等を対象): 27件(15年度11件)
- ・草の根パートナー型(途上国支援の実績を豊富に有する団体等を対象): 38件(15年度17件)

(草の根技術協力事業)	14年度	15年度	16年度
実施件数	—	112件	153件 (37%増)

\*カッコ内は15年度実績に対する増減率を示す。

なお、本事業では、機構の17カ所の国内機関を窓口にもNGO等から途上国に対する国際協力活動のアイデアを広く募集している。また、その実現に向けて提案団体と共同で案件を形成・実施する際、機構との間できめ細やかな意見交換を行うことに努めている。このような本制度及び機構との共同作業について、概ね好意的な反応が寄せられている。

### 【草の根技術協力事業の実施事例】

ア. ネパール「公立小学校教育事業」(草の根パートナー型、実施団体: セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン)

本案件では、同国内でも特に貧しく、ヒンズー教の影響から女性の教育機会が限られた地域を対象に、教育環境の向上を試みている。具体的には、保護者や教員、村役場関係者等からなる学校運営委員会を設立し、同運営委員会を活性化させるとともに、教員の監督、不登校児童の編入学のフォローアップ及び親への啓発、郡教育事務所との連携などの活動を行っている。また、校舎改修、教員が不足している場合のボランティア教員募集、教員教育、教育を受けられなかった子どもたちへのインフォーマルな識字教育なども実施中である。さらに中央政府の教育省配属のJICA専門家と連携し、本案件からのフィードバックを同国における教育分野援助の方向性の検討過程に反映することも想定されている。

イ. フィリピン「アグロフォレストリーによる持続可能なエコシステムの構築」  
(草の根協力支援型、実施団体: 特定非営利活動法人IKGS緑化協会)

同国で世界遺産に指定された棚田を保全するため、地域住民が焼畑の代わり

に環境保全型の農業（アグロフォレストリー）と植林を導入することを柱とし、それぞれモデル農場・モデル植林地を設置し、事業を展開している。また、JICA兵庫（兵庫国際センター）が兵庫県国際交流協会等と協力して、日本国内において棚田に関する国際交流イベントを兵庫県内で開催したほか、ボランティアで現地事業に参加している兵庫県出身の大学生が中心となり、学校向けの環境教育のための絵本制作や、地域住民に対する収入向上事業も実施するなど、本事業から波及した動きも出てきている。

### **3. その他の取り組み**

#### **（１）市民参加の全国的拠点の整備と機能の拡充**

市民参加協力のさらなる推進を図るための体制構築について、平成16年度に機構内の検討委員会で検討を進めた結果、平成18年4月を目途にJICA広尾を各地で行われている市民参加協力の推進のための全体的な知見、経験の蓄積及び情報発信・交流を総括する全国的な拠点として整備することとした。この方針は、JICA改革プラン（第二弾）における国内事業の改革として、平成17年3月に公表した。

#### **（２）日系社会の人材育成**

中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域に貢献することを目的とし、日系研修員124人に対して本邦で技術研修を行った。また、中南米の日系社会を対象に、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア精神を持つ日本の中高年齢層（40～69歳）を日系社会シニアボランティアとして25人、優秀な技術とボランティア精神を持つ日本の青年（20～39歳）を日系社会青年ボランティアとして48人派遣した。

## 小項目 No. 19 ボランティアの人材確保及びサポート

### 【中期計画】

(ii) 青年海外協力隊員等については、引き続き適格な人材の確保に努め、派遣者へのサポートの充実を図る。さらに、これらの事業への参加環境の改善のために必要な措置を講ずる。具体的には、

- 青年海外協力隊等については、適格人材の確保のために地方公共団体等組織を通じた募集や登録制度の積極的な活用を行い、また技術補完研修の充実を図る。サポートについては、医療及び交通安全対策の充実等を行う。さらに、国民の当該事業への参加を推進し、現職参加制度を充実させるとともに、特に帰国後の隊員については、その進路対策の充実について必要な措置を講ずる。

### 【年度計画】

ウ. 現職参加促進のため、平成16年度春・秋募集キャンペーンにおける広報を強化する。  
エ. 登録制度の具体的な見直し策に着手する。

オ. 短期・集合型の技術補完研修について、見直し対象のうち1/3の見直しを行う。

カ. ボランティア派遣国に対する健康管理員配置計画に基づく配置を行う。

キ. シニア海外ボランティアの交通安全対策について、交通安全委員会の設置を促進する。

ク. 帰国ボランティアの状況・ニーズに沿ったきめ細かい支援を行うために、平成15年度の各支援制度の見直し結果に基づき、実施可能なものについて着手する。

### 【当年度における取り組み】

青年海外協力隊等について、適格な人材の確保のため、教員の現職参加を推進するための取り組みを実施した。また、登録者数については14年度比30%増となった。さらに、派遣者への医療・交通安全面でのサポート体制を充実させるとともに、帰国隊員の参加環境の改善に関し、各種セミナーの開催やメーリングリストの開設を行った。

## 1. 適格な人材の確保

### (1) 地方公共団体等を通じた募集

青年海外協力隊への教員の現職参加を促進するため、平成13年度に創設された「現職教員特別参加制度」の知名度を高め、関係者の理解を得るための取り組みを行った。具体的には、

- ・ 本制度を利用して協力隊に現職参加し、海外での協力活動を終えた帰国隊員による「国際教育協力シンポジウム」を文部科学省と協力し開催した(152人の現職教員等の教育関係者が参加)。
- ・ 神奈川県において、協力隊に現職参加した同県教職員による帰国報告会を実施した。
- ・ 本制度を利用し平成17年度に派遣予定の現職教員の隊員候補生に対し、文部科学省及び国際理解教育の拠点である筑波大学と連携し、訓練開始前に特別研修を行うこととした。



これらの取り組みもあり、本制度による平成16年度の現職教員の派遣数は、64人（15年度実績56人）となった。

地方自治体との連携については、自治体関係者が海外のボランティア活動現場を視察し、事業への理解を促進するための「ボランティア理解促進調査団」を派遣した（さいたま市・千葉県・栃木県の職員のボリビアへの派遣、沖縄県の職員のラオスへの派遣、広島市・島根県の職員のフィリピンへの派遣等、計7回15自治体）。

## （2）登録制度の積極的な活用

登録制度を見直し、17年度から始まる新短期派遣制度を念頭に置きながら、長期派遣制度で確保した登録者を短期派遣にも適用できるようルール作りを行った。

登録者数の実績については、16年度は440人（内訳：春募集230人、秋募集210人。14年度比101人増、15年度比11人増）となり、14年度実績339人に比して30%増となった。

なお、16年度春募集は登録者230人のうち、79人が合格している（健康条件付登録者57人のうち合格した24人を含む。）。

（青年海外協力隊等）	14年度	15年度	16年度
登録者数	339人	429人 (27%増)	440人 (30%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

## （3）技術補完研修の充実

青年海外協力隊の選考合格者のうち、基礎的な知識・技能はあるが実務経験が少ない者について、現場での活動に必要な知識・技能・経験を補完的に習得させることを目的として、技術補完研修を実施している。

平成16年度は15年度に見直し対象として選定したコースのうち、短期・集合型の技術補完研修5コース（畜産分野概論、コンピューター技術、マラリア、感染症対策、熱帯病研修）を見直した。

具体的には、畜産分野概論については、対象となる隊員候補生への関連資料の配付や自己学習の指示によって対応可能と判断されたため、集合型での研修を廃止した。また、コンピューター技術については、個々の研修項目について見直し・再構成を行い、結果として研修期間を20日間から16日間に短縮するなど、効率化を図った。このほか、マラリア、感染症対策、熱帯病研修の3コースについては、内容面で密接な関連があるため、共通研修の実施等による再編の可能性につき検討を行ったが、職種によってアプローチの仕方や内容の濃淡に差があるため、当面現行どおりとするものの、効率化のための見直しは継続して行っていくこととした。

なお、技術補完研修の要否については、隊員の選考時に合格者に対して指示をすることになっており、内容・期間の妥当性に係る再確認、自己学習等による代替方法の検討など、研修が最も効果的・効率的なものとなるよう、選考関係者への情報提供、認識の共有化に向けた働きかけを行った結果、徐々にではあるが経費の効率化にもつながってきている。

## 2. 医療及び交通安全対策の充実

劣悪な環境下で業務を実施する機構関係者の健康管理をサポートする体制を強化するため、平成16年度においては新規に在外健康管理員をパラグアイに1人派遣し、35人（14年度29人、15年度34人）が配置された。この結果、健康管理員が配置されている国は35カ国となり、兼轄国を含むと70カ国（ボランティア派遣国では48カ国で64%）をカバーしている。

交通安全対策については、引き続き交通安全に関する情報・経験のボランティア間での共有及び交通安全委員会の設置等に努めた結果、6カ国において新規にシニア海外ボランティア交通安全委員会が設置され、シニア海外ボランティア派遣国53カ国のうちシニア海外ボランティアの交通安全委員会の設置国は21カ国となり、一定規模数の派遣国においてはほぼ設置された。なお、シニア海外ボランティアの交通安全委員会が設置されていない国においても、協力隊員の交通安全委員会へのシニア海外ボランティアの参加や、安全対策連絡協議会や赴任時オリエンテーションにおけるシニア海外ボランティアへの交通安全の説明・ブリーフィングが実施されている。また、シニア海外ボランティアへの交通安全対策を新たに盛り込んだ海外交通安全ハンドブック（ボランティア用）を新規に作成し、本邦における訓練で活用している。このほかにも、機関紙における交通安全標語の継続掲載、交通安全調査団の派遣等、対策の充実を図っている。

## 3. 参加環境の改善

帰国隊員の進路対策支援の充実を図るため、平成16年度においては、以下の取り組みを行った。

- ・ よりきめ細かい支援を目的に、進路開拓支援セミナーについて、教職希望者向け、一般就職者向け、国際協力分野希望者向けに専門化した。計8回の各種セミナーを開催し、参加者総数は182人に上った。このほか、業種別の勉強会、企業訪問、ハローワーク見学会などを開催した。
- ・ 進路相談カウンセラーの働きかけにより、平成17年度京都市立教員等採用試験において、協力隊特別枠（5人）が設けられ、7人が採用予定となった。
- ・ 30人学級の導入や団塊世代の退職により、都市圏では教員新規採用枠が増える傾向にあることを踏まえ、教員志望の帰国隊員向けに、教員採用情報を流すメーリングリストを開設した。また、全国の進路情報、求人情報を進路相談カウンセラーが共有できるように、カウンセラー間にメーリングリストを開設した。

## 小項目 No. 20 草の根技術協力事業に対する国民の参加支援

### 【中期計画】

(iii) 機動性を有するNGO等を担い手とした事業を実施することは、現地の実情に一層合致したより適正かつ効果的な技術の移転に資するものである。このような観点から、草の根技術協力事業の実施に当たっては、開発途上地域の人々の生活改善・生計向上に直接役立つ基礎生活分野を中心として、政府対政府による国際協力事業では十分手が届き難い、草の根レベルのきめ細やかな協力を行うものとする。また、幅広い国民の参加が得られるよう、主体的な発意が尊重されるよう配慮するとともに、手続きの更なる迅速化に心がけるものとする。具体的には、

- 幅広い国民から、事業の趣旨に合致した応募が得られるよう、事業例等につきわかりやすい形での説明に努める。
- 国民の主体的な発意が尊重され、かつ現地の実情に合致した協力が実施できるよう、対象協力地域に関する情報提供を行う。
- 手続きの簡素化・迅速化のため、応募受付や経理処理等における事務合理化を行う。

さらに、地域奉仕団体、職域団体、社会教育関係団体などの様々な団体・個人が発意し、自ら取り組む多様な手作りの国際協力の試みに対し、側面的な支援サービスを提供する。このために、国内と海外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支援事業を推進する。

また、国民の理解促進を図る上で、職員、専門家、青年海外協力隊等国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を充実させるとともに、国内機関を活用して、地域に密着した活動を積極的に行う。

### 【年度計画】

- ア. 草の根技術協力についてはこれを拡大し、国民の発意を積極的に支援する。
- イ. 事業例等につきわかりやすい形での説明を行うとともに、ホームページにおける事業例の紹介を充実させる。また、ホームページへの閲覧者からの意見をもとに、内容を改善する。
- ウ. NGO等の活動に役立つ途上国の情報を、平成15年度分を含めて計15ヶ国について整備しホームページ上で公開する。
- エ. 手続きの簡素化・迅速化のための事務合理化案をもとに、合理化を促進する。
- オ. 地域奉仕団体等、様々な団体・個人の国際協力の試みに対する支援を行うため、ニーズの高い自治体への国際協力推進員の増員、NGO-JICA ジャパンデスクの増設及び市民参加協力事業の推進を図る。
- カ. 国際協力の経験者がその体験を国民に還元する活動について、ホームページ上等での広報を拡充する。出前講座については、件数の増加に努める。
- キ. 地域に密着した活動を推進するため、国内機関と自治体、国際交流協会、NGO等とで共催する事業の案件数を増加させる。

## 【当年度における取り組み】

草の根技術協力事業について、幅広い市民の参加を得るためホームページを通じた各種情報提供や応募相談に積極的に対応するとともに、NGO等からの提言を受け事務合理化を進めた。また、様々な団体・個人が発意し、国際協力に取り組む試みに対し、側面的な支援サービスを提供する国内外の支援体制を充実させるとともに、市民参加協力支援事業数を大幅に増加させた。更に、国際協力出前講座など、国際協力の経験者が国民に体験を還元する機会を増加させたほか、自治体・国際交流協会等の共催により、地域に密着した活動の推進に取り組んだ。

### 1. 草の根技術協力事業にかかる説明・相談等

毎月のNGO-JICA連携事業検討会でのNGO側との意見交換に基づき、募集要項を改訂し、本事業について具体的で分かりやすい説明や情報提供に努めた。

草の根技術協力事業等に関する応募相談や情報提供依頼については、本部及び国内の国際センター等が窓口となって積極的に応じ、平成16年度に5,453件（15年度下半期 1,787件）の応募相談・依頼を受け付けた。

ホームページにおいては、具体的に次の取り組みを行った。

- ① 事業概要を説明するため事業例の紹介を48案件追加（累計77件）するとともに、そのうちの11案件については写真118枚を追加（累計17案件208枚）したほか、実施団体のホームページへのリンクを13団体追加掲載した（累計43団体）。
- ② 募集要項・様式集や実施の手引きをより分かりやすい内容に改訂し、ホームページを更新した。
- ③ 当該事業にかかる最新情報を常にホームページで確認できるよう、採択内定案件を166件（累計284件）、実施中案件を21件（累計64件）掲載した。

これらの結果、本事業やNGOとの連携事業を掲載している「市民参加」の全ページへのアクセス総数は、58万件を超えており、平成14年度から順調にアクセス数が伸びている（14年度約31万件、15年度約45万件）。更に、16年度末にかけて、ホームページ閲覧者が必要とする情報に簡易にアクセスできるよう「市民参加」のページ全体をリニューアルしたところ、17年度もアクセス数の増加が見込まれる。

### 2. 草の根技術協力事業の対象協力地域に関する情報提供

草の根技術協力事業の実施にかかる相手国からの了承取り付け方法やNGO登録にかかる情報は、提案団体にとって大変有益であり、これまででも多くの提案団体からの照会が多かった情報である。

このため、事業の実施にかかる相手国からの了承の取り付け方法、相手国におけるNGO登録等の要否、これら手続きのための概ねの所要期間など、協力を実施する上で必要な情報を取り纏め、ホームページに掲載した。情報を整備した国は、次のとおり20カ国

(14年度比20カ国増、15年度比9カ国増)となった。

インドネシア、カンボジア、東ティモール、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、ラオス、インド、ウズベキスタン、スリランカ、中国、ネパール、バングラデシュ、ブラジル、メキシコ、アフガニスタン、エチオピア、ケニア、南アフリカ共和国、ヨルダン

	14年度	15年度	16年度
HP上に情報を掲載している国数	0カ国	11カ国 (11カ国増)	20カ国 (20カ国増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

### 3. 草の根技術協力事業の事務合理化

NGO-JICA連携事業検討会等の機会を通じ、当該事業について対話を行い、NGO等からの要望を聴取した。これら要望に基づき、更なる手続きの簡素化・迅速化について検討し、平成15年度に実施した合理化に加えて、以下の事務合理化等を実施した。なお、同検討会議事録及び、15年度から継続して行ってきたNGO側からの提言に基づく機構の対応の過程を全てホームページに掲載した。

#### 【草の根技術協力事業の事務合理化】

- ア. 応募書類については、電子データでの提出も可能とし、その旨募集要項に記載した。
- イ. 現地において外貨で支払う資金の精算の際、機構が定める月次統制レートでの精算を認めたことにより、送金証明書や交換調書の提出が不必要となった他、支払い状況報告も簡素化できるようになった。
- ウ. 資機材購送にあたっては、業者見積もりを3社からとることとしていたが、それを2社にし、必要書類を軽減した。

### 4. 国際協力の試みに対する支援体制の充実等

#### (1) 国内外の支援体制の充実

##### 1) 国内における支援体制の充実

平成16年度は、新たに2つの地方自治体に各1名の国際協力推進員を配置し、これにより、国際協力推進員を配置した自治体は53自治体(14年度比8自治体増、15年度比2自治体増)となり、14年度実績45自治体に比して18%増となった。

(国際協力推進員)	14年度	15年度	16年度
配置自治体数	45自治体	51自治体 (13%増)	53自治体 (18%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

国際協力推進員は、国際協力事業に対する国民の理解の増進と国民参加型協力の促進を図るため、全国道府県の国際交流協会等に配置され、機構が実施する事業に対する支援、広報及び啓発活動の推進、自治体の国際協力事業との連携促進等の業務を実施している。

こうした事業に地域の協力隊経験者等のJICAリソースを取り込むことにより、国際協力推進員を基軸とした国内でのJICA事業支援ネットワークが各地で形成・促進されている。

#### 【栃木県 中学生のための国際理解セミナー】

栃木県では9月から10月にかけて、栃木県との共催で中学生のための国際理解セミナーが開催された。セミナーでは、県内のNGO訪問、研修員との交流などが行われ、最終日には県内の中学生とマレーシアで活動中の青年海外協力隊員間でテレビ会議システムを用いたリアルタイムの交流を実施した。国際協力推進員は、県とともにセミナーの企画・運営を行い、協力隊帰国隊員をセミナーに招きプログラムの充実を図ったり、マレーシアとのテレビ会議では司会役を務めた。このプログラムを通して、参加した中学生に青年海外協力隊事業や国際協力事業について理解を深める機会を提供した。中学生からは、協力隊員となったきっかけ、現地での生活状況、現地の幼稚園と日本の幼稚園との違い等の活発な質疑応答が行われ、「隊員としての苦悩や喜びを知ることができた」、「日本との習慣の違いがわかった」、「もっとたくさんの人にこのような事業があることを知ってほしい」、「協力隊員になってみたい」、「海外を身近に感じられた」との意見が出、国際協力事業への理解が促進された。

#### 2) 海外における支援体制の充実

海外における支援体制の充実に関しては、NGO-JICAジャパンデスクをインド、中国に新設し、その設置国数の合計は19カ国となり、14年度実績5カ国に比して14カ国増となった。NGO-JICAジャパンデスクの主な活動としては、現地及び国際NGOに関する情報の収集・データベース化、ニュースレターの発刊やパンフレット、ホームページの作成など、日本のNGO間並びに現地NGOとの情報交換の拠点として、日本のNGOの現地活動の支援を行っている。また、現地にてNGOの人材育成研修や体験プログラム、セミナーなども開催している。

例えば、ネパールでは、現地NGOと日本人開発関係者（NGO、JICA関係者など）間の相互理解の促進を目的に勉強会を定期的で開催し、事例紹介やワークショップを行っている。16年度は合計9回開催し、200名以上が参加している。また、NGO-JICAジャパンデスクの活動内容を紹介したホームページへのアクセス数もこれまでに6,000件近くに上り、定期的に新しい情報を発信している。NGO側からはこのようなセミナー等への定期的な参加や、ジャパンデスクの勉強会等の共同運営は、NGOと

JICAが各々の経験を共有するための貴重な機会となっているとの評価を得ている。

(NGO-JICA ジャパンデスク)	14年度	15年度	16年度
設置国数	5カ国	17カ国 (12カ国増)	19カ国 (14カ国増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減数を示す。

## (2) 市民参加協力支援事業の推進

国内各地において地域の団体の発意を生かし、市民が直接国際協力に携わる新たな機会を提供するため、セミナー、ワークショップその他の活動を支援する市民参加協力支援事業の推進を図った。平成16年度の市民参加協力支援事業実施数は224件（14年度比153件増、15年度比62件増）となり、14年度実績71件に比して大幅に増加した。同事業では、自治体等と連携し、国際協力への理解の推進等を行っている。例えば、三重県内では、三重県、三重県国際交流財団、開催地国際交流協会、開催地自治体県教育委員会、県内国際協力団体、JICA中部が連携し、開発教育ワークショップなどを行ったほか、機構によるボランティア事業の説明、応募相談、ボランティア経験者の活動体験談等を実施した（「国際協力キャラバン」として、9月に紀伊長島町、11月に伊勢市で実施）。このようなイベントは、普段国際協力に触れる機会の少ない（県庁所在地における大規模イベントに参加しにくい）県内遠隔地で国際協力に触れる機会を提供するとともに、参加者同士あるいは参加者・主催者・共催者等間で情報提供を行い、ネットワークを構築することに寄与している。

## 5. 国際協力の体験を還元する機会の充実等

### (1) 国際協力の体験を還元する機会の充実 (指標：国際協力経験者による体験還元の実績(出前講座数))

職員やボランティア経験者、技術協力専門家、技術研修員などを教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生・教師などの市民に伝える「国際協力出前講座」について、引き続き積極的に推進した。平成16年度は2,191件（14年度比254件増、15年度比91件増）となり、14年度実績1,937件に比して13%増となった。（詳細については小項目No. 21 1. (1)に掲載）

	14年度	15年度	16年度
出前講座数	1,937件	2,100件 (8%増)	2,191件 (13%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

### (2) 地域に密着した活動の推進 (指標：自治体、国際交流協会、NGO等と共催する事業の実施状況)

国内各地で地方自治体、国際交流協会、NGO等との関係を強化し、これら団体との共催や後援として協力することにより、市民講座や研修などの各種事業を積極的に支援した。国内機関と自治体、国際交流協会、NGO等とで共催する事業を積極的に展開し、平成1

6年度は、344件の共催事業を実施した

例えば、滋賀県国際協会と共催し、平成16年10月に草津市内でフォトコンテスト、パネル展、セミナーを実施した。受賞作品等の展示にあわせて、国際協力事業の紹介パネルの展示を行い、滋賀県だけでなく他府県からの参加者に対し機構の事業やODAに関する広報を行った。



## 小項目 No. 21 開発教育支援

### 【中期計画】

(iv) 開発援助に関する意識を国民の間に育てることを目的として、開発教育支援を充実させる。具体的には、

- 講師の派遣や視察プログラムなどを通じ、「総合的な学習の時間」での取り組みなど教育現場との連携を強化する。
- 開発教育において重要な役割をになう教員に対し、開発課題等への理解を促進するためのプログラムを充実させる。

### 【年度計画】

- ア. 教育現場への講師派遣、教材提供や国内機関・本部を訪問する学校数の増加に努める。
- イ. 開発教育の観点からの教育現場からの求めに対応するため、開発課題に関するホームページ上での情報提供を充実させる。
- ウ. 教員や開発教育 NGO 等の意見を取り入れつつ、ホームページを利用しやすい内容に改善する。
- エ. 開発課題等への理解を促進するため、各地域毎に開発教育支援事業の一環として実施される教員向けプログラムを充実させ、併せてプログラム参加人数の増加を図る。

### 【当年度における取り組み】

開発教育支援については、ホームページの内容充実や国内機関が一元的に地域の窓口になり、きめ細かい対応をするなど実施体制を強化し、その結果、出前講座の要望、教員の国際協力現場への派遣数、及び研修参加人数等が増加した。

## 1. 教育現場との連携強化

### (1) 国際協力経験者による体験の還元

職員やボランティア経験者、技術協力専門家、技術研修員などを教育現場等に派遣し、講義を通じてその体験を学生・教師などの市民に伝える「国際協力出前講座」について、引き続き積極的に推進した。特に、学校などで開催された講座の各回の様子をホームページで紹介するとともに、他の開発教育支援プログラムやボランティア募集説明会と連携して実施することにより、広報活動に努めた。また、先方のニーズに合致した講師を派遣することにより、これまで実施した派遣先からの再派遣の要望も増加し、平成16年度は2,191件（14年度比254件増、15年度比91件増）となり、14年度実績1,937件に比して13%増となった。

	14年度	15年度	16年度
出前講座数	1,937件	2,100件 (8%増)	2,191件 (13%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

出前講座では、各国内機関から派遣された講師が、途上国での経験を基に、言語、食生

活、文化、開発課題やJICA事業等についての説明を行うだけでなく、ワークショップの実施をするような参加型の手法も取り入れている。その結果「途上国が身近になった。」「途上国のイメージが変わった。」「もっと途上国について勉強したい。」等の声が聞かれ、参加者の意識に変化が見られる。

## (2) 本部・国内機関での学生・生徒への対応

修学旅行生や学生等による機構の本部・国内機関等の訪問に対し、職員、ボランティア経験者、技術研修員が、業務の説明、途上国の現状等を説明している。また、ホームページでの広報に努め、事前に学生のニーズ（何を知りたいか）を入手して、オーダーメイド型の対応をしている。この結果、訪問の問い合わせも増加し、平成16年度は915校、20,864名（14年度比72校増、15年度比42校増）の訪問があり、14年度実績843校に比して9%増となった。

	14年度	15年度	16年度
国内機関・本部を訪問した学校数	843校	873校 (4%増)	915校 (9%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

## (3) 開発教育に関する情報提供の充実

開発教育に関する教育現場からの求めに応えるため、環境、人口問題、貧困等の地球上の様々な問題を紹介し、自分たちに何ができるのかを一緒に考えていくコンテンツ「ぼくら地球調査隊」をホームページに掲載し随時更新している。ホームページでは、国際協力出前講座、機構の施設訪問、エッセイコンテスト募集等の記事についても頻繁な更新を行うとともに、外務省の子供用ホームページとのリンクを行った。また、教師海外研修の事例、セミナーの概要や資料を、国内機関のホームページ上で公開した。

これらの取り組みの結果、平成16年度の開発教育トップページへのアクセス数は58,082件のアクセス（14年度比9,878件増、15年度比2,467件増）となり、14年度実績48,204件に比して20%増となった。

(開発教育に関する JICA ホームページ)	14年度	15年度	16年度
アクセス数	48,204件	55,615件	58,082件 (20%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

< ホームページ「ぼくら地球調査隊」 >



## 2. 開発課題等への理解の促進

### (1) 教員の国際協力現場の理解促進

教員が国際協力現場を訪問することにより、途上国問題への理解を深め開発教育に役立ててもらうため、小学校教員（平成15年度より対象）、中学・高校教師を対象に教員派遣を実施している。16年度には、教師海外研修の参加者の人選、コース内容、帰国後のフォローを国内機関で実施することとなり、きめの細かい対応に努めた。その結果、19チーム191名の派遣（15年度比65人増）となり、15年度実績126名（計9チーム）に比して52%増となった。

(国際協力現場への派遣)	14年度	15年度	16年度
教員数	89人**	126人	191人 (52%増)

\*カッコ内は15年度実績に対する増減率を示す。

\*\*14年度は小学校教員を対象としていない。

例えば、JICA中国では「南アフリカ」に11名（島根県、山口県）、「エチオピア」に12名（広島県、岡山県）の教員を派遣した。両コースとも2回に亘る派遣前研修を実施した後、現地では小中学校、協力隊員の活動現場、NGO活動現場、教育省等を訪問した。本研修に参加した教師は、帰国後、関係者に対する帰国報告会を実施するとともに、実際に勤務先の学校で開発教育の授業を実践し、その結果をとりまとめて、開発教育実践例として、ホームページにも掲載し、共有を図っている。

## (2) 開発教育指導者への研修の拡充

開発教育については、学校現場において「総合的な学習の時間」等を活用し取り組まれているが、現状、開発教育に関する指導要領や教材等のツールがないことから、担当する教員が独自に実施方法を考え教材の作成を行っているケースも多い。そのため、簡単な教材の作成方法や開発教育の参加型ワークショップの手法の紹介等をとおして、教員の開発教育の指導者としての能力を育成し、開発教育の担い手となっていただくことを目的として各国内機関で「開発教育指導者」への研修を実施している。同研修の実施要領は開発教育NGOと共同し作成した。

具体的には、教師海外研修に参加した教員へ研修受講の勧奨、教師海外研修及び開発教育指導者研修受講済みの教員の講師としての招へい、教師海外研修で作成した教材の紹介、出前講座やエッセイコンテストの応募状況から開発教育に積極的に取り組んでいる学校への参加を勧奨し、70件の研修を実施し、参加者は2,656人(14年度比1,162人増、15年度比538人増)となり、14年度実績1,494人に比して78%増となった。

(開発教育指導者への研修)	14年度	15年度	16年度
研修参加人数	1,494人	2,118人 (42%増)	2,656人 (78%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

各国内機関では、さらなる質の向上を図るために、NGOからの講師の派遣や研修内容に関する助言を受ける等、地域のNGOとの連携を進めている。また、参加者(参加校)拡大のため、教育委員会との連携を進めている機関もある。例えば、JICA兵庫では、兵庫県教育委員会及びNGOと共催で実施した、教師等を対象とした開発教育指導者セミナーにおいて、基調講演で「地球的な課題を教育の現場でいかに考えていくか」「生徒が主体的に参加しながら学ぶにはどう工夫すればいいのか」等のこれからの授業のヒントを参加者に提供し、「多文化共生」「貧困の原因」「難民問題」等のテーマでワークショップを行った。参加者の9割以上が、この研修で学んだことが授業で生かせるとの意見が出された。

## (二) 海外移住（法第13条第1項第4号）

### 小項目 No. 22 海外移住者に対する支援

#### 【中期計画】

本事業を推進するにあたっては、我が国から中南米地域等へ渡航した海外移住者の生活の定着・安定を側面から支援するものであるとの認識をもって臨むとともに、特に開発途上地域における移住者支援業務は経済協力の目的をもあわせもつことに鑑み、経済・技術協力業務との十分な連携を図りつつ、移住者の属する地域の開発に資するよう留意するものとする。事業の実施に当たっては、移住者の定着・安定化を見つつ、重点化を図る。

#### 【年度計画】

本事業については、移住者の定着・安定化を見つつ、引き続き高齢者福祉・日本語教育を含む人材育成を重点として、効果的・効率的に実施する。

#### 【当年度における取り組み】

移住事業の重点化を図るため、引き続き高齢者福祉、日本語教育を中心とした分野の支援を行うとともに、将来の日系社会を担うリーダー育成事業を行った。また、一般の経済・技術協力の枠組みのなかで日系社会の支援を合わせて行っていくため、経済・技術協力事業との連携を進めた。

### 1. 事業の重点化

海外移住事業費の総額は平成15年度実績585百万円から16年度実績561百万円と引き続き減少傾向にある。その中で重点化の対象としているのは、日系団体支援及び日系社会リーダー育成事業を通じた高齢者福祉と日本語教育を含む人材育成である。主に日系団体への助成を通じ実施している援助・指導事業（営農普及、医療衛生、教育文化及び施設等整備の四事業）の実績は、15年度実績166百万円から16年度152百万円と減少しているものの、高齢者福祉対策を中心とする医療衛生と日本語教育を中心とする教育文化の割合は66%（15年度実績110百万円）から74%（16年度実績112百万円）に伸びている。また、日系社会リーダー育成については、わが国での修士号取得を目的として来日する日系人留学生を対象とした支援を行っており、15年度92百万円から16年度113百万円と増加している。

なお、それぞれの内容は以下のとおり。

ア. 海外の日系団体への支援については、平成16年度には、移住者に一層の自助努力を求めつつ、移住者団体が行う高齢者福祉や日本語教育を中心とした事業に対して合計45団体の助成を行った。高齢者福祉においては、パラグアイ、ボリビアの移住地にある5診療所について、移住者の高齢化に伴う診療所機能の見直し、自立に向けた方策など、今後5年間の運営方針を取りまとめたアクションプランの作成について、引き続き支援を行った。ブラジルでは、高齢移住者の医療相談・巡回診療に対して支援を行った。

また、日本語教育においては、中南米の現地日本語教師のネットワーク強化を図るため、サンパウロで開催された「汎米日本語教師合同研修会」経費の助成及び講師の派遣を行うとともに、日本語教師のレベルアップを図るための現地合同研修に対して引き続き支援を行った。

- イ. 日系社会リーダー育成事業の対象として、平成16年度には、新規に14人を受け入れた。また、日系人中学生を日本語学校生徒研修として40人を受け入れた。

## **2. 経済・技術協力との連携**

経済・技術協力の枠組みの中で日系社会の支援を合わせて行っていくことを目的として、以下の協力を行った。

- ア. アルゼンチン、ボリビア、パラグアイ、ブラジル、ペルー、ドミニカ共和国において、日系社会が裨益する農業、保健医療等分野の事業を19件実施した（平成15年度18件）。
- イ. 中南米の日系社会の人材育成とともに当該国・地域に貢献することを目的とし、日系研修員124人に対して本邦で技術研修を行った。
- ウ. 中南米の日系社会を対象に、優秀な技術と豊かな経験に加えてボランティア精神を持つ日本の中高年齢層（40～69歳）を日系社会シニアボランティアとして25人、優秀な技術とボランティア精神を持つ日本の青年（20～39歳）を日系社会青年ボランティアとして48人派遣した。

## **3. その他の取り組み**

横浜国際センター海外移住資料館（平成14年10月開館）の入館者数は、教育機関に対し開発教育の一環としての同資料館の活用を働きかけた結果、修学旅行での利用が増加したことから、平成16年度には19,086人（1日当たり平均62人。対前年度比7%増）となっている。また、マルチメディア関連コンテンツの充実を図ると共に、資料館ホームページを新たに開設した。ホームページへのアクセス数は198,984件となった。

## (ホ) 災害援助等協力事業（法第 13 条第 1 項第 5 号及び第 2 項）

### 小項目 No. 23 災害援助等協力事業の迅速かつ効果的・効率的実施

#### 【中期計画】

開発途上地域等における大規模災害による被災者救済のため、国際緊急援助隊派遣及び緊急援助物資供与の迅速、効率的かつ効果的な実施を図る。

- (i) 緊急援助隊派遣の実施にあたっては、平時より必要機材・物資の備蓄体制を整備するとともに、隊員の訓練・研修の充実を図り、緊急時に迅速、効果的かつ効率的な緊急援助活動が可能になるよう努める。また、緊急時に円滑な対応を行うため、体制整備、訓練、研修等の実施につき、主務大臣との意思疎通を図ることとする。
- (ii) 緊急援助物資供与の実施にあたっては、被災規模、被災国のニーズ等を勘案の上、適切な規模及び内容の援助を行う。また援助物資供与後、被供与国の物資活用状況等についてのフォローアップを行い、今後の業務実施の改善に役立てるものとする。また、NGOとの連携等により、緊急援助物資がより迅速かつ効果的に被災民の手に届くよう努める。

#### 【年度計画】

##### (1) 緊急援助隊派遣

- ア. 携行機材の電子備蓄台帳を利用した在庫管理を行うとともに、緊急援助隊派遣時の携行機材リスト、インボイスの出力を効率的に行える体制を構築する。
- イ. 緊急援助隊の派遣については、外務省の指示を受けてから日本を出発するまでに要する時間が救助チームに関しては 24 時間以内、医療チームに関しては 48 時間以内になるように努める。また、民間航空機利用の場合の座席数、カーゴスペース確保のための方策を検討する。
- ウ. 平成 15 年度の INSARAG（国際捜査救助諮問グループ）神戸会合の成果を生かし INSARAG が開催する訓練への救助チームリーダーの積極的な参加を促進する。また、INSARAG 地域会合を通し救助チームの訓練内容につき他国と情報交換し、機構の現行総合訓練の見直しを行う。

##### (2) 緊急援助物資供与

- ア. 緊急援助物資供与については、今後の事業の改善を念頭に現状の 3 倉庫体制の再検討を行う。また、物資供与に関するフォローアップを実施する。
- イ. 効率的かつ効果的な援助を実施する上から、NGO との連携を推進する。このため、物資供与の実施についての情報を迅速に共有できる体制を検討する。

#### 【当年度における取り組み】

国際緊急援助隊の派遣については、必要機材・物資の備蓄や隊員の訓練・研修など必要な準備に平時から取り組み、未曾有の被害を出したスマトラ沖地震津波災害に対して、史上最大となる緊急援助活動を迅速かつ適確に実施した。また、緊急援助物資の供与についても 29 件に及ぶ物資供与を適確に実施するとともに、そのフォローアップにも努めた。

## 1. 国際緊急援助隊の派遣

### (1) 緊急援助隊の迅速な派遣

平成16年度にはスマトラ沖地震津波災害に対して、1つの救助チーム、7つの医療チーム、4つの専門家チームの計12チーム248人を派遣したほか、自衛隊部隊派遣のサポートを行った。国際緊急援助隊は、主務大臣の命令後24時間以内の救助チーム派遣と48時間以内の医療チーム派遣を目指している。スマトラ沖地震津波災害においては、救助チーム派遣は17時間、医療チーム派遣はスリランカ第一次隊が15時間、モルディブが22時間、タイが37時間、インドネシア第一次隊が23時間と、いずれも目標時間内に出発させることができた。なお、スリランカ医療チーム第一次隊は、世界で被災国に最も早く到着した国際救援チームであった。医療チームは4カ国に139人を派遣し、約6,700人に対して診療を行なった。津波による外傷の初期治療や被災地の不十分な医療施設で受けた初期治療のために化膿した傷口の処置などを積極的に行い被災者から高い評価を受けた。

インドネシアでは医療チーム派遣に先立ち調査チームを派遣し、治安状況や被災地域のニーズを事前に確認したことで、円滑な医療チームの派遣に繋げることができた。スリランカ及びモルディブでは専門家チームを派遣することで、被災後の復興事業に繋げることができた（シームレスな支援の実施）。

なお、平成17年3月28日に発生したインドネシア国ニアス島沖地震に対しても、主務大臣の命令後17時間で医療チーム第一次隊が成田を出発し、現地で医療活動を展開した。（15年度に引き続き、達成率100%）

#### 【主務大臣命令後、派遣までに要した時間】

	派遣命令日時	成田出発日時	派遣までの時間
スマトラ沖地震・津波災害			
スリランカ医療チーム	12月26日19:30	12月27日11:00	15時間30分
モルディブ医療チーム	12月28日12:00	12月29日10:30	22時間
タイ救助チーム	12月28日18:30	12月29日11:30	17時間
タイ医療チーム	12月28日21:00	12月30日10:00	37時間
インドネシア医療チーム	12月29日12:00	12月30日11:30	23時間
ニアス島沖地震災害			
医療チーム	3月29日18:40	3月30日11:30	16時間50分

また、国際緊急援助隊の迅速な派遣のために、成田空港の倉庫に携行機材を備蓄しており、平成16年度は備蓄機材の管理台帳の基本フォームを構築し、インボイス出力システムと連携させるためのデータ整理作業を開始した。



## (2) 研修・訓練の実施状況

研修・訓練は救助関係者、医療関係者、業務調整員に区分して実施しており、平成16年度の実績は以下のとおり。

- ・救助関係者：救助訓練（137人）
- ・医療関係者：導入研修（40人）、中級研修（183人）
- ・業務調整員：業務調整員研修（機構職員18人、青年海外協力隊OB8人）

平成16年度は、これまで実施していた救助関係者のリーダー研修を実践的な環境の下での訓練となるように国際捜索救助諮問グループ（INSARAG）の訓練内容を取り込んだ救助訓練に組み替えた。これにより、実践的訓練を受ける参加者数を倍増（15年度75人→16年度137人）させ、国際緊急援助隊の派遣者のうち訓練参加者数の割合を増加させるとともに、被災現場で活用できる実践的な訓練内容とした。なお、第4四半期は、スマトラ沖地震津波災害の対応のため、実施予定の研修を中止した。

国際捜索救助諮問グループ（INSARAG）会合ではアジア・太平洋地域グループ副議長国として8月にペルーで開催された米州地域会合に参加するとともに9月にシンガポールで開催されたアジア・太平洋地域グループ会合及びチーム・リーダー会合にも参加し、救助における医療の関わりについてプレゼンテーションを行なうなど積極的な情報交換を行なった。

さらに医療チームの機能をより一層向上させるためにアジア近隣国との連携を目的とした合同セミナーをインドネシアで開催するなど、円滑な援助実施に向けた取り組みを開始した。これによりフィリピン集中豪雨の調査及びインドネシアにおけるスマトラ沖地震津波災害の緊急援助において被災国の対策本部との円滑な連携が可能となった。

## 2. 緊急援助物資供与

### (1) 適切な物資供与の実施と業務改善の状況

平成16年度の物資供与（P.119参照）は21カ国に計29件（388百万円）と15年度（15件）を大幅に上回った。

援助物資の内容策定に当たっては複数の情報源から迅速に情報収集し、最適な物資の種類及び量を決定した。また、効果的な物資供与に資するため、物資の迅速な輸送及び被災国の首都までではなく被災地域までの輸送に努めた。カリブを襲った一連のハリケーン被害に対する物資供与は、国際機関を除き援助国が限られたこともあり、迅速に輸送が可能なのが国の備蓄制度による援助が被災国によって高く評価された。

これらのフォローアップを案件毎に実施しており、次のような事例が挙げられる。

#### 【物資供与のフォローアップ事例】

##### ア. 北朝鮮列車爆発事故（4月）

物資の荷受機関となった世界保健機構（WHO）との緊密な連携により、事故発生後7日目に最も早い援助物資として届けられた医薬品をWHOが受け取り、翌8日に事故現場の近くの4つの病院に届けられ適切に使用されたことを確認した。

##### イ. インドネシア共和国パプア州の地震災害（11月）

被災地の最寄の空港で荷物の引渡しを行なった際、インドネシア側が速やかに被災地まで船便で輸送し、物資の配布がスムーズに開始されたことを確認した。

##### ウ. パプアニューギニア火山噴火（11月）

供与物資の利用状況を現地事務所のナショナルスタッフを活用して確認したところ、テント、浄水器、プラスチックシート等が被災民やケアセンターで使用されていることが確認できた。プラスチックシートは被災民が竹などで作る伝統的な構造物の屋根部分に効果的に利用されており、テント代わりに使用されるなど工夫が凝らされていた。

実施体制の強化については、医薬品の円滑な調達と輸送を実現することを目的として、オランダの国際NPO（IDA：International Dispensary Association）と覚書を締結した。また、より効率的な物資輸送を実現するために現行の3倉庫体制（シンガポール、ロンドン、マイアミ）を見直し、南アフリカ共和国に第4番目の備蓄倉庫を設置することを決定した。

平成16年度の物資供与の実績

国・災害種	金額(千円)	要請受領	物資到着	備考(仕向け地)
北朝鮮列車爆発	12,696	4月25日	4月29日	平壤(首都)、IDA 医薬品
ドミニカ共和国洪水	10,814	5月26日	5月27日	サントドミンゴ(首都)
ハイチ洪水	10,300	5月26日	5月31日	ポルトープランス(首都)
ミャンマーサイクロン	10,117	5月28日	6月1日	ヤンゴン(首都)
ニカラグア集中豪雨	11,496	7月6日	7月9日	マナグア(首都)
パラグアイ火災被害	13,000	8月2日	8月5日	アスンシオン(首都)、IDA 医薬品
バングラデシュ洪水	28,000	7月29日	8月14日	被災地に配付。医薬品の現地調達・供与
グレナダハリケーン	6,664	9月10日	9月14日	トリニダードトバゴ(同国がグレナダまで輸送)
ジャマイカハリケーン	12,241	9月11日	9月15日	キングストン(首都)
パナマ洪水	9,673	9月22日	9月23日	パナマシティ(首都)
ハイチ洪水	12,587	9月22日	9月24日	ポルトープランス(首都)
バハマハリケーン	5,527	9月26日	9月29日	ナッソー(首都)
グレナダハリケーン	6,922	10月6日	10月11日	トリニダードトバゴ(同国がグレナダまで輸送)
ハイチハリケーン	9,119	10月8日	10月11日	ポルトープランス(首都)
インドネシア地震	13,000	11月16日	11月20日	クバン(被災地)
フィリピン集中豪雨	28,174	12月1日	12月3日	マニラ(首都)
PNG火山噴火	11,010	11月30日	12月7日	ラエ(被災地)
インドネシア地震	10,792	12月2日	12月6日	ピアック(被災地)
フィリピン集中豪雨	8,400	12月13日	12月22日	マニラ(首都)、医薬品の現地調達・供与
スリランカ集中豪雨	15,532	12月23日	12月27日	コロンボ(首都)
スリランカ地震津波	14,651	12月26日	12月29日	コロンボ(首都)
モルディブ地震津波	9,750	12月26日	12月31日	マレ(首都)
インドネシア地震津波	26,036	12月26日	12月30日	メダン(被災地)
タイ地震津波	10,010	12月30日	1月1日	プーケット(被災地)、一部は医薬品現地(バンコク)購入
ガイアナ洪水	12,450	1月21日	1月28日	ジョージタウン(首都)
コスタリカ洪水	12,464	1月19日	1月26日	サンホセ(首都)
パキスタン豪雨/豪雪	20,983	2月14日	2月21日	イスラマバード(首都)
イラン地震	20,600	2月22日	2月25日	ケルマン(被災地)
インドネシア地震	14,934	3月29日	4月1日	ニアス島(被災地)

## (2) NGOとの連携の実施状況

効率的かつ効果的な緊急援助実施の観点から、バングラデシュ洪水災害において医薬品及び生活用品を現地調達し、さらにNGO（シャプラニール、赤新月社）と連携してこれらを直接被災者に手渡した。これらのNGOからの活動報告によると、被災家庭への個別訪問により真に支援を必要とする家庭を確認して8,000セットの供与を行った。また、2つのNGOで合計46の医療チームを編成し、医薬品の供与や175千人以上の診療を実施した。このように、機構による迅速な現地での物資調達とNGOによるきめ細かな被災民への配布支援により、支援を必要とする被災民に的確に物資を届けることができた。

また、NGOのジャパン・プラットフォームによるイラン地震に関する援助評価調査に参加することで、NGOの援助及び評価内容を共有することができ、NGOによる被災民に直結した支援について理解を深めることができた。これらのことから、今後、国際緊急援助についての機構とNGOのノウハウを交流させ、お互いにより効果的な援助ができる基礎が固まった。

これを受けてジャパン・プラットフォームとの連携は、スリランカに派遣した医療チームが、ジャパン・プラットフォーム傘下のNGOに活動を引き継いだことで具体化された。加えて、スリランカでは、米国のNGOとも連携したため、医療チームの活動に幅広い持続性を持たすことができ、より効果的な支援を実施することができた。

## (へ)人材養成確保(法第13条第1項第6号)

### 小項目 No. 24 人材養成確保の充実

#### 【中期計画】

国際協力に係る優れた人材の養成及び確保は、広く技術協力事業全般の基盤の根幹をなすものであり、また、我が国技術協力の質的向上に直接関連するものである。このため、公募、登録、確保及び養成研修の充実を図り、専門家等登録件数を増やすよう努める。そのため、以下の措置を講ずる。

- 国際協力人材センターにおいて、国際協力への参加機会に関する情報提供、相談業務、及び人材育成機会に関する情報提供を効果的に行う。
- ニーズに応じた弾力的な人材養成を行うため、専門家ニーズの把握に努めるとともに専門家養成研修の研修内容の見直しを行う。
- 人材育成を更に幅広く行うため、インターンシップ制度、NGO人材育成プログラム、国際援助研究機関・大学との連携講座等を推進する。

#### 【年度計画】

ア. 国民の国際協力活動促進を目的として開設された国際協力人材センター及びそのホームページ「PARTNER」が、より活用されるように国内機関と連携して広報に努める。同時に「PARTNER」が魅力あるサイトとなるよう、登録団体の拡大、専門家公示案件の掲載を充実する。

国際協力参加の意志を有する層に人材登録の勧奨を行う。特に平和構築分野や教育分野等人材が不足している分野はNGOや関連団体等を通じた人材情報の収集を行う。

イ. 平成15年度に策定した研修内容の見直し計画に基づいた研修コース等の所要の改編を行うとともに、新しい専門家ニーズの動向等に応じて、次年度の研修内容の見直し計画を策定する。

ウ. 人材育成を更に幅広く行うため、国際開発問題を専攻する大学院生などの人材を対象としたインターンの受入れを行う。

エ. NGOに関しては、NGOスタッフ研修(NGO人材育成研修)、NGO-JICA相互研修を行う。

オ. 国内機関を通じて、地域の大学との連携講座の実施を推進する。

#### 【当年度における取り組み】

### 1. 国際協力人材センターによる専門家人材の公募、登録の推進

#### (1) 国際協力人材センターの体制整備

機構に限らず、国際協力事業に携わるNGO、公益法人、法人コンサルタント等が国際協力を志す人材を有効活用するため、平成15年10月に国際協力人材センターを設置した。同センターが運営するホームページ「PARTNER」の内容の充実と広報に努めた結果、その認知度や利用頻度は順調に高まっている。17年3月に「PARTNER」利用団体に対してアンケート調査を行い、利用状況や効果を確認するとともに、改善提案等を聴取した。アンケート結果によれば、約7割の登録団体が、「非常に満足」又は「やや満

足」と回答しており、「PARTNER」は概ね好意的に評価されていることがわかった。また、NGO/NPOは各機能を満遍なく活用している一方で、法人コンサルタントは主に「人材閲覧機能」を利用している、といった団体種別ごとのニーズの違いがあることが判明した。これらの結果を基に、今後各方面の期待に応えるべく、サービスの充実を図っていくこととしている。

## (2) 情報提供件数、情報提供制度の利用者数

国際協力人材センターのホームページ「PARTNER」では、様々な団体が実施する国際協力に関する情報を提供するために、NGOや公益法人に加え法人コンサルタントにも広く協力を呼びかけた。その結果、平成16年度には、187団体（15年度70団体）が情報提供団体として登録し、情報提供件数は合計1,883件（求人情報1,608件、研修・セミナー情報275件）となり、15年度下半期の実績358件（通年に換算すると716件）に比べ大幅に増加した。

これらの情報提供制度の利用者数（「PARTNER」トップページのアクセス数）は、233,368件と15年度下半期の実績を通年に換算した213,142件から9.5%増加した。そのほかのモニタリング指標も15年度と比べて全て順調に増加しており、情報量の充実が反映されて利用者が飛躍的に増加したと考えられる。

### 【情報提供制度ごとの利用状況】

- ・ 求人情報利用者数（アクセス件数） 177,901件
- ・ 研修・セミナー情報利用者数（アクセス件数） 30,172件
- ・ メール配信サービス（登録者数） 9,855件
- ・ 相談サービス（利用者数） 170件

（情報提供制度）	14年度	15年度	16年度
提供件数	—	358件 (716件)	1,883件 (163%増)
利用者数	—	106,571件 (213,142件)	233,368件 (9.5%増)

\*1. 15年度のカッコ内は、通年換算した件数を示す。

\*2. 16年度のカッコ内は15年度実績(通年換算)に対する増減率を示す。

また、国際協力に関するイベント、セミナー等におけるキャリア相談の実施などを通じ、国際協力への参画を目指す人への指導助言を行っている。11月には、国際機関やODA機関、NGO、法人コンサルタント等、広範な国際協力関連機関・団体の協力・参画を得て、「国際協力を志す人のためのキャリアフェア2004」を東京都内で実施し、1,112人の参加を得て参加者の好評を博した。

### (3) 専門家等登録件数

国際協力人材登録制度は、国際協力に関する知見と経験を有する既存の援助人材を確保し、機構だけではなく国際協力事業に携わる諸団体の人材バンクとして活用されることを目的としている。今期については、「PARTNER」上及び広報活動を通じ、人材登録制度の紹介及び登録勧奨に努めた結果、平成15年度末の登録者数4,607人に対し、16年度末の登録者数は、1,431人増の6,038人となった。

(専門家等登録件数)	14年度	15年度	16年度
登録件数	3,352人	4,607人	6,038人

また、登録者のうち2,010人が「PARTNER」上で、専門性や海外活動歴などの自己プロフィールを公開している。これにより、機構を初めとする国際協力関連機関・団体が有為な人材にアクセスし得る機会（登録者にとっては就業機会の増加）を提供することが期待されている。

今後は、平和構築分野や教育分野等の人材が不足している分野の人材登録を増やす工夫を検討する他、登録者、登録団体の利便性をより高めるための機能向上を図る予定。

## 2. 専門家養成研修の見直しと充実

機構は、開発途上国において技術移転を行う技術協力専門家や、将来国際協力分野での活躍を希望する若手人材等を対象にして、それぞれのニーズに応じた各種の研修を行っている。平成16年度においては、技術協力専門家の希望者が必要な知識や手法等を習得するための「技術協力専門家養成研修」や赴任直前の専門家に対する「専門家派遣前研修」等の各種研修事業を実施した。

これらの研修の成果として、これまでに数多くの国際協力の実務家を研修修了者から輩出しており、受講者アンケートにおいても、技術協力専門家養成研修では約9割の受講生が期待以上又は期待通りの成果が得られたとしている。

こうした研修の効果をさらに向上させるために、平成16年度においては、15年度に策定した専門家養成研修見直し計画に引き続き、今年度新たに確認された専門家ニーズを加味した研修内容の見直しを行い、必要な新規研修コース(復興支援コース、ガバナンスコース、HIV・エイズ対策コース等)を開設するとともに、海洋環境保全コースなど2コースを休止、貧困対策コースを社会ジェンダー・調査手法コースへ統合するなど2コースを統合した。

また、ニーズに応じた弾力的な人材養成事業を実施していくための基礎資料として、「国際協力人材の確保・養成に関する基本方針(案)策定のための調査研究」を実施し、JICA専門家人材の需給ギャップ分析や、国際協力人材に求められる能力分析等を行い、来年度以降の実施へ向けた人材養成事業の見直しを行うための指針を得た。

さらに、こうした研修を通じて養成された援助人材の一層の活用を図るため、研修受講

者が応募の段階で事前に国際協力人材センターの国際協力人材登録制度に登録する制度を新規に導入した。これにより、養成人材を確実に確保する仕組みを整えるとともに、研修修了者への国際協力関係ポストの求人情報の提供等の働きかけを強化し、同センターによる人材の確保事業との連携強化を図った。

### 3. 幅広い人材育成のための取り組み

#### (1) インターンの受入

国際協力・開発援助に関わりの深い研究を行い、将来同分野において活躍することを希望する大学院生等を対象に、公募や大学との協定によりインターンの受入を行っている（平成16年度は計112人、14年度実績89人に比して26%増）。

大学院生を対象に本部10人、国内機関13人、在外事務所35人の計58人のインターン実習生を受け入れた。また、国内機関が個別に地元の大学と協定を結んで受け入れる大学生のインターン54人を受け入れた。

(インターンの受入)	14年度	15年度	16年度
受入人数	89人	110人 (24%増)	112人 (26%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

#### (2) NGO人材育成研修等の実施

NGOの人材育成を支援するため、NGO人材育成総合プログラムとして平成16年度には6種の研修や技術支援等を実施した。プログラムへの参加人数は新規研修コースの開設や、募集広報の強化等に努めた結果、平成16年度の実績は99人となり14年度実績の51人から94%増となった。

(NGO人材育成研修等)	14年度	15年度	16年度
参加人数	51人	59人 (16%増)	99人 (94%増)

\*カッコ内は14年度実績に対する増減率を示す。

#### 【NGOを対象とした研修や技術支援の事例】

##### ア. NGO-JICA相互研修

「プロジェクトに終わりはあるのか～自立発展性を考える」というテーマで国内研修は9月にNGO、JICA合わせて29人の参加者で実施した。またNGOとJICAのスタッフがそれぞれのプロジェクトの視察と意見交換を通じて互いの事業への理解を深めることにより連携関係を促進するため11月にフィリピンで海外研修を行い12人が参加した。

##### イ. 草の根技術協力のためのプロジェクト・サイクル・マネジメント（PCM）研修

今年度から、草の根技術協力の応募に役立てることを目的に、11月6～



7日の2日間で31人の受講者に対してPCM研修及び草の根技術協力の事業提案書作成演習を実施した。応募者が86人と研修ニーズが高く、全国各地から参加した受講者からは東京に限らず、自分たちの地域でも研修をしてほしいとの声があった。

#### ウ. NGO技術者派遣制度

NGOからの要望に基づきNGOの海外協力案件にNGOが有していない特定の技術を有する技術者を派遣し、NGOの活動を支援するNGO技術者派遣を8件実施した。NGOの海外協力を効果的に補完する協力としてNGO側からも有益な制度として活用されている。NGO団体名、派遣国、派遣分野、派遣時期の内訳は下記のとおり。

- ・セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン ミャンマー 参加型研修 2004/4/18-6/6
- ・アムダ カンボジア 理学療法 2004/10/23-2005/1/13
- ・北九州国際技術協会 インドネシア ごみの堆肥化 2004/10/31-11/20
- ・モンゴルパートナーシップ研究所 モンゴル 畜産経営 2004/11/8-2005/2/4
- ・シャンテイ国際ボランティア会 タイ 図書館活動 2005/1/10-2/6
- ・ブリッジエーシアジャパン ミャンマー 深井戸掘削技術 2005/1/7-4/6
- ・ICA文化事業協会 ベルー 揚水風車製作 2005/3/27-4/9
- ・JVC カンボジア 自動車整備 2005/4/3-7/1

### (3) 大学との連携講座の実施

大学との連携講座は、平成16年度に43件実施した。全国の15大学で単位認定がなされており、機構の職員や国際協力専門員が国際協力の必要性、日本の国際協力の概要・特色を概説することに加え、学生自身がどのような形で国際協力に関わることができるかを考える機会を提供している。また、JICA筑波（筑波国際センター）では、地元の大学と連携して、夏季休暇期間に大学3・4年生及び大学院生が途上国からの研修員とともに研修コースの一部に参加し、技術協力の現場体験や研修員との意見交換を通じ技術協力への理解を深めるとともに大学側はこれを単位として認定するという取り組みを行うなど、大学と国内機関との連携の質的向上も図られている。さらに、国際協力の実施に当たり大学との連携を推進する目的から、平成16年度に、大学との連携包括協定を導入した。同協定は、5年間を目途に、機構と大学が国際協力の実施や援助人材の育成等連携可能な分野で協力することを包括的に合意するものであり、17年2月に帯広畜産大学、同4月に北海道大学と協定を締結した。

## (ト) 附帯業務 (法第 13 条第 1 項第 7 号)

### 小項目 No. 25 附帯業務 (案件形成支援、調査研究) の実施状況

#### 【中期計画】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う。

#### 【年度計画】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、政府開発援助大綱、政府開発援助に関する中期政策、国別援助計画等、政府の開発援助政策・指針に基づいて所要の調査・研究に努める他、重要な援助課題についても調査・研究を行う

#### 【当年度における取り組み】

開発途上国による案件形成及び政府による案件選定に資するため、機構は政府の政策や方針にもとづき、優良案件の発掘・形成支援事業を適確に実施した。

また、重要な開発課題に係る調査研究の実施により、事業実施のための方針の整理や事業経験の体系化、援助マネジメント手法の研究を行い、事業の質の向上に貢献した。

### 1. プロジェクト形成調査等の実施状況

平成 16 年度には、これまで個々の課題に応じて実施してきたプロジェクト形成調査等の案件形成支援事業について、重点開発課題を総合的に解決するため、案件形成段階においてもプログラム化を推進した。また、その計画・実施に当たっては在外主導を積極的に推進した。こうした新たな枠組みのもとで、16 年度は案件形成対象プログラムとして東南アジア地域 73 件、中南米地域 61 件、南西アジア地域 40 件、アフリカ地域 91 件、中東地域 32 件、その他地域 76 件、合計で 95 カ国 373 件について案件形成支援事業を実施した。

また、この成果として、今後の質の高い案件の発掘・形成と案件の採択促進のため、16 年度にはフィリピン、タイ、スリランカ、バングラデシュ、パプアニューギニア、イラン、ヨルダン等について、機構としての重点開発課題に対する協力の方向性を明確にし、協力事業の取り組み方を整理・検討した。

#### 【案件形成プログラムの実施の事例】

ア. パキスタンでは、経済の中心地であるカラチの活性化にかかる課題分析を行うために企画調査員を派遣した上で協力の方向性を策定し、上下水道の整備について、プロジェクト形成調査及び在外専門調整員により基礎データ等を収集し、「カラチ上下水道整備計画開発調査」の案件形成を促進し、17 年度案件として採択された。

イ. 大洋州地域においても、「小島嶼国自立支援」分野で広域企画調査員を派

遣し、太平洋共同体事務局（SPC）との連携協力を模索しながら案件形成をした結果、第三国集団研修「データ分析強化研修」及び「サンプルデータ統計調査手法強化研修」の2件が要請案件として提出され、いずれも17年度案件として採択された。

- ウ. タンザニアでは、公共財政管理能力向上支援のために、企画調査員、在外専門調整員を継続的に配置して知的貢献を行うとともに、我が方の協力の可能性などについて在外主導で議論を重ねた。平成16年8月にはプロジェクト形成調査団を派遣し、右調査結果を踏まえ、先方政府から正式要請があり、3ヵ月のうちに「公共財政管理能力向上支援」案件が採択された。プロジェクト形成調査から6ヵ月後には、事前評価調査団が派遣され、迅速な案件形成・実施が可能となった。

## **2. 調査研究等の実施状況**

### **(1) 事業実施に効果的な調査研究の拡充・強化**

機構は、案件形成支援及び事業の質の向上に貢献するため援助事業戦略の分析検討、開発理論・援助潮流の整理・検討、及び事業経験のレビューと援助手法の改善を目的とした調査研究を行っている。平成16年度は、「貧困削減と人間の安全保障」と「総合的能力開発（キャパシティ・ディベロップメント）」に資する調査研究の実施を中心に、貧困削減戦略文書（PRSP）に係るプロセス参加能力強化、国際援助動向把握、JICA課題別指針や地域別援助戦略の検討、NGOとの連携改善、及び社会調査手法の改善に資する調査研究等、合計28件を実施した。

#### **【主要な課題についての調査研究の取り組み】**

##### **ア. 人間の安全保障**

ODA大綱及び新中期政策にも反映された重要課題である「人間の安全保障」を貧困削減戦略との関係において研究した「貧困削減と人間の安全保障」研究会では、援助事業における重要な留意点が明らかになった。この議論・成果は、外務本省及び現地大使館など途上国の開発援助戦略策定に関わる現地ODAタスクフォースに随時情報提供された。

##### **イ. 貧困削減戦略**

前年度から実施してきた「アジア・アフリカ貧困削減戦略策定プロセス比較分析」を終了した。戦略の実施モニタリングへの機構の関与のあり方を検討する「貧困削減戦略年次進捗評価手法」の研究は、外務本省及びアフリカ各国現地タスクフォースの参加を得て、開発途上国の戦略モニタリングと公共財政管理プロセスへのドナーの関与に関わる現地の問題意識とニーズを反映した形で行なわれた。

#### ウ. キャパシティ・ディベロップメント（総合的能力開発）

技術協力の効果を向上させる上で重要な概念である途上国のキャパシティ・ディベロップメントについて、JICA関係者、他国の援助関係者にも理解を得やすいよう概念・用語の整理を行い、事例分析を通じて事業経験の分析を蓄積するとともに今後の方向性を検討した。また、キャパシティ・ディベロップメントなどの観点から既往のJICA事業をレビューするグッド／バッド・プラクティス・ワークショップを開催し、さらに「国際協力研究」誌の特集記事などを通じて職員・関係者への周知を行った。特定国・案件の事例分析では客員研究員も活用し、当該国での援助計画のレビューと、効果的な事業の設計に生かしていくための議論を、在外事務所との間でテレビ会議を通じて促進した。

#### エ. 地域アプローチ、課題アプローチの強化

地域アプローチの観点からASEAN地域統合に対する我が国援助のあり方を検討する「ASEAN地域援助研究」を実施した。課題アプローチの強化と援助手法の改善については「廃棄物管理分野のキャパシティ・ディベロップメント」、「中所得国への産業人材育成支援」、「ノンフォーマル教育」、「NGO-JICA連携による草の根展開事業の経験分析」等の調査研究を実施した。

## （2）調査研究の効果的発信の促進

国際協力総合研修所のほか各部署で実施された調査研究の概要・進捗一覧を機構内で共有し、さらに、作成済みの報告書のうち、職員の業務遂行に有用と考えられるものを「JICA職員の基礎知識」としてまとめ、機構内での活用促進を図った。

「日本の経験」シリーズ（教育、保健医療）は、個々の途上国の発展段階に応じて、日本の過去の経験から得られる示唆を提供することを目的として実施された調査研究である。例えば、教育の量的普及が課題となっている初等教育就学率が80%以下の国々においては、日本の経験からまず中央集権的に制度を構築・普及させることが有効であると言えることから、教育行政や関連法規の整備などが具体的方策として示唆されている。また、保健医療分野においても、戦後の資源払底のなか、国民の健康水準向上に向けて行われた様々な創意工夫について途上国開発の視点から取りまとめられている。これらの報告書は、技術協力プロジェクトの実施面での反映だけでなく、プロジェクト形成調査や技術研修での相手国政府担当者との対話及び提言に活用されている。

また、「開発課題に対する効果的アプローチ」8課題（HIV/AIDS、中小企業振興、貿易・投資、基礎教育、高等教育、貧困削減、農村開発、情報通信技術）について英語版を完成し、機構の各課題へのアプローチの仕方を示す資料として在外事務所を通じて相手国政府や他援助機関との共有を図った。なお、援助の調和化の一環として43の援助政策官

庁、実施機関、国際機関等が参加して情報の共有を行なう国別分析情報（CAW）の共同ウェブサイトにおいて、JICA国別援助研究の発信件数は15件から21件に増加した。

### **（3）調査研究及び援助人材育成と現地事業とのリンク強化**

調査研究及び援助人材育成と現地事業とのリンクを強化するための体制構築について、平成16年度に機構内の検討委員会で検討を進めた結果、国際協力総合研修所を「実践的シンクタンク」として整理し、現場とつながった事業の知識やスキルの向上とJICA関係者の能力強化を図ることとした。この方針は、JICA改革プラン（第二弾）における国内事業の改革として、平成17年3月に公表した。

## 平成16年度 調査研究

援助課題や事業戦略の分析・検討(12件)

- 国別援助研究 ポリビア
- 効果的なガバナンス支援のための枠組み検討
- 貧困削減と人間の安全保障
- PRSPプロセス事例研究
- キャパシティ・ディベロップメント(CD)に向けた技術協力のあり方
- ASEAN地域援助研究
- 貧困削減戦略年次進捗評価の手法
- スケーリングアップ(援助効果の面的拡大)の手法
- 途上国の開発事業におけるPPP(官民パートナーシップ)導入支援
- 地方分権化における地方政府の能力開発支援(アフリカPRSP策定国を対象に)
- マイクロファイナンス(零細企業・地場産業振興)
- CD事例研究:ネパール森林協力

援助手法の改善(16件)

- 開発途上国廃棄物分野のキャパシティ・ディベロップメント支援のために
- 途上国のソーシャル・セーフティ・ネットの確立に向けて
- 開発課題に対する効果的アプローチ(フェーズ1. 2. 3)  
(貧困削減、基礎教育、農村開発、HIV/AIDS、中小企業振興、高等教育、貿易投資促進、情報通信技術、農業開発・農村開発、水資源、リプロダクティブヘルス)
- 中南米地域日系社会との連携による国際協力のあり方
- ボランティア事業の評価手法
- 教育・保健分野における日本の経験
- 教育・保健分野における日本の経験(フェーズ2/ビデオ制作4種)
- NGO-JICA草の根展開型事業の経験分析
- 国別診断の手法
- 社会調査の事業への活用
- 沖縄の戦後復興経験と平和構築
- 大洋州地域における技術者養成と経済・社会開発への裨益
- 多様な社会・文化におけるイスラム圏ジェンダー主流化のあり方研究(エジプト事例研究)
- ノンフォーマル教育支援の拡充にむけて
- 中所得国への高等教育支援(産業界との連携)
- 開発課題に対する効果的アプローチ(フェーズ4)  
(大気汚染、水質汚濁、都市・地域開発、運輸・交通)